

中小法人・個人事業者のための

一時支援金

緊急事態宣言の影響緩和

申請要領

中小法人等向け

2021年6月3日時点版

一時支援金事務局

申請の前に、登録確認機関で、事前確認を受けて〈ださい。 今後、更新する場合がありますので、申請時に最新版をご確認 〈ださい。

一時支援金とは?

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき2021年1月7日に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)に伴う飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受け、売上が大き〈減少している中堅企業、中小企業その他の法人等及びフリーランスを含む個人事業者に対して、緊急事態宣言の影響が特に大きい2021年1月から同年3月までの期間における影響を緩和して、事業の継続を支援するため、事業全般に広〈使える一時支援金を迅速かつ公正に給付するものです。

事前確認

- 一時支援金の給付の申請を行う前に、中小企業庁が事務局を通して登録した登録確認機関から以下の(1)および(2)に該当することの確認を受ける必要があります。
 - (1)事業を実施していること
 - (2)給付対象その他の給付要件を正しく理解していること

登録確認機関による事前確認に必要な書類や確認内容、依頼方法については、一時支援金HPをご確認ください。(https://ichijishienkin.go.jp/)

給付額

給付額 = 2019年又は2020年の1月から3月までの売上

(2019年又は2020年同月比 50%となっている2021年対象月の売上×3ヶ月)

中小法人等は60万円が上限額です。

給付額の算定に用いる事業収入(売上)については、持続化給付金や家賃支援給付金を含めた新型コロナウイルス感染症対策に関連する現金給付を除いた額で申請していただ〈必要があります。詳細については、P.7を参照〈ださい。

本申請要領は、資本金10億円以上の企業を除く、中小法人等(会社以外の法人 も含む)の方向けです。

相談ダイヤル

一時支援金相談窓口 ダイヤル 0120-211-240

[IP 電話専用回線 103-6629-0479

営業時間 8:30~19:00 (土曜日・祝日含む全日)

最新の営業時間につきましては、一時支援金事務局HPをご確認ください。

申請サポート会場については、一時支援金HPでご確認下さい。

「一時支援金」の不正受給は犯罪です。

給付対象者のイメージ

飲食店時短営業の影響

(時短要請対象の)

飲食店

宣言地域内

宣言地域内·外

3)流通関連事業者

4)飲食品の生産者

1)食品加工· 製诰事業者

5)飲食関連の器具・ 備品の生産者



2)飲食関連の 器具・備品の 販売事業者



6)上記の飲食店に対して、商品・サービスを提供する事業者

外出自粛等の影響

宣言地域内

宣言地域内·外

1)外出の目的地まで の移動サービスを 提供する事業者

2)外出の目的地で の商品・サービスを 提供する事業者

3)外出に伴う宿泊 サービスを提供 する事業者









4)上記の1~3)の事業者に対して、商品・サービスを提供する事業者

給付対象となり得る事業者の具体例

飲食店

緊急事態宣言が発令された地方公共団体から時短営業の 要請を受けた協力金の支給対象の飲食店(一時支援金の対象外)

食品加工·製造事業者

惣菜製造業者、食肉処理·製品業者、水 産加工業者、飲料加工事業者、酒造業者 等

器具·備品事業者

食器・調理器具・店舗の備品・消耗品を販 売する事業者 等

サービス事業者

接客サービス業者、清掃事業者、廃棄物処 理業者、広告事業者、ソフトウェア事業者、 設備工事業者 等

流通関連事業者

業務用スーパー、卸・仲卸、問屋、農協・漁協、貨 物運送事業者 等

飲食品・器具・備品等の生産者

農業者、漁業者、器具・備品製造事業者 等

地方公共団体から時短営業の要請を 受けた協力金の支給対象ではない飲食店 については、下記のとおり一時支援金の 給付対象となり得ます

主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行うBtoC事業者

旅行関連事業者

飲食事業者(昼間営業等の飲食店等)、宿泊事業者(ホテル、旅 館等)、旅客運送事業者(タクシー、バス等)、自動車賃貸業、旅行代 理店事業者、文化・娯楽サービス事業者(博物館、美術館、動物園、植 物園、水族館、公園、遊園地、公衆浴場、興業場、興業団等)、小売 事業者(土産物店等)等

その他事業者

文化・娯楽サービス事業者(映画館、カラオケ等)、小売 事業者(雑貨店、アパレルショップ等)、対人サービス事業 者(理容店、美容室、クリーニング店、マッサージ店、整骨 院、整体院、エステティックサロン、結婚式場、運転代行業 等)等

上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者

食品・加工製造事業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者、卸・仲卸、貨物運送事 業者、広告事業者、ソフトウェア事業者 等

対象となり得る業種に該当しても、緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けて、売 上が50%以上減少していなければ給付対象外です。例えば、宣言地域外において、地域コミュニティ内の顧客 のみと取引を行う小売店や生活関連サービスは給付対象外です。

前提 (保存資料について)

- 申請時に提出することは不要ですが、申請者が給付要件を満たさないおそれがある場合に、保存書類の提出を求める等の 調査を行うことがあります。そのため、求めに応じて速やかに提出できるよう、電子的方法等により7年間保存してください。
- 調査の際、保存書類がない場合又は不十分な場合には、「保存書類が存在しない、又は不十分な理由」や「飲食店の時 短営業又は外出自粛等の影響をどのように受けたのか」等を確認します。加えて、**申請者の販売・提供先等への調査につ** いて、申請者にも協力を求める場合があります。

飲食店時短営業の影響関係 宣言地域内で時短営業の要請 保存書類 所在地 を受けた飲食店との取引関係 • 宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店又はその間接取引先(卸売市場) (A) 全国 直接取引 流通事業者等)との反復継続した取引 を示す「帳簿書類及び通帳」。 1 「<u>反復継続した取引」とは、2019年の1~3月及び2020年の1~3月のそれぞれの期間におい</u> て複数回の取引を行っていることを指す。ただし、契約形態等により、複数回の取引を行っていない 宣言 場合は、1回の取引がその事業の主たる取引となっていれば、その取引を示す「帳簿書類及び通 (B) 地域内 帳」でも可。(以下同じ。) 自らの販売・提供先との反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」。(上 記(A)、(B)と同様) 加えて、自らが販売・提供する商品・サービスが、上記販売・提供先を経由して、 間接取引 宣言地域で時短営業の要請を受けた飲食店に届いていることを示す情報として、 宣言 同販売・提供先が宣言地域内の卸売市場又は流通事業者である、又は (C) 宣言地域内に所在する同飲食店、卸売市場又は流通事業者と反復継続した 地域外 取引を行っていることを示す書類・統計データ 2 自らの販売・提供先が所在する地域(都道府県単位以下の範囲)から、宣言地域の卸売市場 等に対して、反復継続して、自らが販売・提供する商品・サービス(品目単位)が提供されている ことを示す統計データ(青果物卸売市場調査等)等 外出自粛等の影響関係

申請者 所在地 事業 申請者所在地 ・個人顧客との継続した取引(毎日複数回の取引を行っていること。以下同 ・主に対面で個人向けに商品 じ。)を示す「帳簿書類及び通帳」及び「商品・サービスの一覧表、店舗写

- 宣言
 地域内
 主に対面で個人向けに商品
 の販売又はサービスの提供を
 行うB to C事業者
 - 1 左記事業を営んでいることが分かる場合は許認可書で代用可
- 宣言地域 外で特に外 出自粛の 出自粛の 影響を対け
 主に対面で個人向けに商品 の販売又はサービスの提供を 行う旅行関連事業者
 (A)に求める保存書類 ・加えて、所在市町村が、2021年1月以前から公開されている2016年以降の旅 「行客の5割以上が宣言地域内から来訪している市町村等 2であると分かる統 計データ(V-RESAS等)
 - 2 都道府県よりも狭い地域を対象とした統計データであれば可

個人顧客との継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」

- 3 申請者所在地・事業の条件が合致する限りは、(A)~(C)から任意の保存書類を選択することが可能であり、例えば、申請者所在地・事業が (A)又は(B)に該当しているが指定の保存書類の準備が難しい場合に、(C)に基づいて保存書類を準備することもできる。

(D) 直接 (A) ~(C)に商品の販売又はサービスの提供を行う事業者

(A)

(B)

(C)

(E)

ている地域

全国

全国

- 販売・提供先が(A) ~ (C)であることを示す書類。
- |◆ 加えて、上記販売・提供先と**反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」。**

加えて、宣言地域の個人顧客と反復継続して取引していることが分かる、顧客

<u>販売・提供先を経由して、</u> (A)~(C)に商品の販売又は サービスの提供を行う事業者

宣言地域の個人顧客との

継続した取引のある

- 自らの販売・提供先との反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」。
- 加えて、自らの販売・提供先が、(A)~(C)との反復継続した取引を示す書類 又は統計データ。

協力金の支給対象となる時短営業等の要請を受けていない飲食店については、(A)~(C)でそれぞれ求められる保存資料に加えて、 営業許可証及び営業時間を示す写真等の同要請対象ではないことを示す書類の保存が必要です。

上記の証拠書類等を保存していたとしても、自らの商品・サービスが宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店に届いていない、宣言地域の個人顧客と継続して取引を行っていないなど、**給付要件に該当しない場合は給付対象外**です。

申請から給付までの流れ

一時支援金ホームページへアクセスする

一時支援金

検索

一時支援金の申請用HP (https://ichijishienkin.go.jp/)

申請ID の発番

2 仮登録(申請ID発番)するボタンを押して、電話番号、メールアドレス、法人番号を入力し、申請区分を選択して、仮登録する

3 入力したメールアドレス宛に本登録用メールが届いていることを確認し、 ログインID及びパスワードを設定すると、申請IDが発番され、マイページが作成される

事前確認

書類を準備の上、登録確認機関に事前確認を依頼する 登録確認機関による事前確認に必要な書類や確認内容、依頼方法については、一時支援金HPをご確認ください https://ichijishienkin.go.jp/

5 登録確認機関の確認を受ける

一時 支援金 の申請

[マイページ]にて

6

宣誓·同意事項 宣誓·同意事項を

チェック (P.9)

法人の基本情報と、 ご連絡先 (P.15)

基本情報

売上額

売上情報を入力する (P.15) 口座情報

振込先の口座情報を 入力する(P.16)

必要書類を添付 確定申告書類の控え

売上減少となった月の売上台帳等の写し

履歴事項全部証明書

など(P.16~)

スマホなどの写真画像でも可(できるだけきれいに撮影して〈ださい)

一時支援金の申請

一時支援金事務局で、申請内容を確認

申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡します。

給付通知書を発送/ご登録の口座に入金

一時支援金申請の手続き

通常申請

1.申請の要件を確認する

2.申請する

申請特例

1.要件・証拠書類等を確認する

申請時の注意事項

申請時の注意事項

1.申請の要件を確認する

(給付対象者·不給付要件)

給付対象者

一時支援金の申請者は、緊急事態宣言の発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域(以下「宣言地域」という)で地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店と直接・間接の取引があること、又は宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことにより、2021年1月から3月までの期間(以下「対象期間」という。)のいずれかの月の月間事業収入が2019年又は2020年の同月と比較して50%以上減少した者であって(以下、これらの影響を総称して「緊急事態宣言影響」という。)、下記(1)~(3)の給付要件をいずれも満たす必要があります。

(1)2021年3月1日時点において、次の 又は のうちいずれかを満たす法人(国内に本店又は主たる事務所を有する設立登記法人をいう。以下同じ。)であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次の 又は のうちいずれかを満たす法人であること。

資本金の額又は出資の総額 (*1)が10億円未満であること

資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員(*2)の数が2,000人以下であること

- *1「基本金」を有する法人は「基本金の額」と、一般財団法人は「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替える。
- *2「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づ〈「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。(パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しない。)
- (2)2019年以前から事業を行っている者であって、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化する前の年 (申請者が2019年又は2020年から選択。以下「基準年」という。)の1月から3月まで(以下「基準期間」という。)をその期間内に含む全ての事業年度及び対象期間において、事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

事業収入は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第1項第31号に規定する「確定申告書 別表一」における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとする。

(3)対象期間内に、基準年の同月と比べて、緊急事態宣言影響により事業収入が50%以上減少した月(以下「候補月」という。)が存在すること。

申請者が一時支援金の給付の申請に際し候補月のうち申請を行う日の属する月の前月までの中から任意に特定して申告するひと月を「**対象月**」という。

給付額の算定に用いる事業収入等については、持続化給付金や家賃支援給付金を含めた新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金や新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体による営業時間短縮営業に伴い支払われる協力金などを除いた額で申請していただきます。そのため、「確定申告書に記載の事業収入等」と「申請フォームに記載の事業収入」に相違があっても、不正受給等のおそれがある等の理由により調査等が必要であると事務局が認める場合を除き、原則として、事務局からは、その記載内容の確認や修正等の依頼は致しません。確定申告に当たっての給付金等を計上区分については、以下をご参照ください。

(https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/jyoseikin_kazei.pdf)

注:一時支援金の給付の申請を行うこと及び給付を受けることは同一の申請者(同一の申請者が異なる屋号・雅号を用いて複数の事業を行っている場合を含む。)に対してそれぞれ一度に限ります。(同一名義の売上を示す証拠書類に基づ〈申請は一度限りとします。)

【参考】期間等の定義

·対象期間:2021年1月から3月までの期間

・基準年 :新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化する前の年(申請者が2019年又は2020年から選択)

・基準期間:基準年の1月から3月まで

・候補月 : 対象期間内に、基準年の同月と比べて、緊急事態宣言影響により事業収入が50%以上減少した月

・対象月 :申請者が一時支援金の給付の申請に際し候補月のうち申請を行う日の属する月の前月までの中から任意に特定して

申告するひと月

1.申請の要件を確認する

(給付対象者·不給付要件)

不給付要件

下記の(1)から(7)までのいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- (1)一時支援金の給付通知を受け取った者
- (2)国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- (3)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- (4)政治団体
- (5)宗教上の組織又は団体
- (6)地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時 交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店
- (7)(1)~(6)に掲げる者のほか、一時支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業 庁長官が判断する者

不給付要件のいずれかに該当する者は、たとえ不給付要件に該当しない他の事業を行っている場合であっても、一時支援金を受給することはできません。

1. 申請の要件を確認する(宣誓・同意事項)

宣誓同意事項

給付規程第9条の規定に基づき、次の(1)から(4)までのいずれにも宣誓し、次の(5)から(11)までのいずれにも同意する必要があります。

また、虚偽の宣誓を行った場合や同意事項に違反した場合は、速やかに一時支援金の給付の辞退又は返還を行っていただきます。

宣誓・同意書の添付に加え、申請画面においても、宣誓・同意頂きます。

宣誓·同意事項

(1)給付要件を満たしていること

事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、<u>通常事業収入を得られない時期を対象月として緊急事態宣言の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合、売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合や法人成り又は事業承継の直後など、(緊急事態宣言とは関係なく、)単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は、給付要件を満たさないため、給付対象外です。</u>

- (2)給付規程第7条第3項の基本情報及び同条第4項の証拠書類等に虚偽のないこと
- (3)給付規程別紙2で定める暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること
- (4)一時支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること
- (5)給付規程で定める確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに中小企業庁又は事務局が定める緊急事態宣言影響を証明する証拠書類を電磁的記録等により7年間保存すること
- (6)飲食店であって、地方公共団体による営業時間短縮要請に伴う協力金の支払対象であり、当該協力金が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている場合には、一時支援金の受給資格がないことに同意し、既に一時支援金を受給していた場合には速やかに返還すること
- (7)事務局又は中小企業庁長官が委任若しくは準委任した者の求めに応じて、上記(5)で保存している情報を速 やかに提出すること
- (8)事務局又は中小企業庁長官が委任若しくは準委任した者が第13条に基づいて行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること
- (9)給付規程に定める無資格受給又は不正受給等が発覚した場合には、給付規程第13条に従い一時支援金の返還等を遅滞な〈行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号·雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること
- (10)提出した基本情報等が一時支援金の事務のために第三者に提供される場合及び一時支援金の給付等に必要な範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合があること
- (11) 給付規程に従うこと

1. 申請の要件を確認する(給付額の算定方法)

給付額の算定方法

一時支援金の給付額は、60万円を超えない範囲で、2019年又は2020年(基準年)の1月か63月まで (基準期間)の事業収入から対象月()の月間事業収入に3を乗じて得た額を差し引いたものとする。 基準年の同月と比べて事業収入が50%以上減少した月を【候補月】と呼び、候補月のうち申請を行う日の 属する月の前月までの中から任意に特定して申告するひと月を【対象月】と呼びます。

給付額の算定式

S:給付額(上限60万円) A:基準期間の事業収入 B:対象月の月間事業収入

 $S = A - B \times 3$

給付の上限は60万円となります。

給付額の算定に用いる事業収入等については、持続化給付金や家賃支援給付金を含めた新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金や新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体による営業時間短縮営業に伴い支払われる協力金などを除いた額で申請していただきます。そのため、「確定申告書に記載の事業収入等」と「申請フォームに記載の事業収入」に相違があっても、不正受給等のおそれがある等の理由により調査等が必要であると事務局が認める場合を除き、原則として、事務局からは、その記載内容の確認や修正等の依頼は致しません。確定申告に当たっての給付金等を計上区分については、以下をご参照ください。

(https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/jyoseikin_kazei.pdf)

1.申請の要件を確認する(算定例(基準年が2019年の場合))

給付額の算定例(基準年が2019年の場合)

給付金額の算定例1)決算月が3月の場合

					2018年						2019年	
2018年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
					2019年						2020年	
2019年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	60	60	60	60	60	60	60	60	60	30	30	30
					2020年						2021年	
2020年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	30	30	30	40	40	40	40	40	40	20	40	40

A: 2019年の1月から3月までの事業収入: 180万円

B:2021年の1月の月間事業収入:20万円

2019年1月の月間事業収入60万円に対して、2021年1月の月間事業収入が20万円であり、 2019年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

120万円 = 180万円 - 20万円×3 120万円 > 60万円 (上限額)

S:給付額60万円

給付金額の算定例2)決算月が1月の場合

						2018年						2019年
2018年度	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
						2019年						2020年
2019年度	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	30
						2020年						2021年
2020年度	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
	30	30	30	30	30	40	40	40	40	40	40	40
						2021年						2022年
2021年度	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
	20	40										

A: 2019年の1月から3月までの事業収入: 180万円

B:2021年の2月の月間事業収入:20万円

2019年2月の月間事業収入60万円に対して、2021年2月の月間事業収入が20万円であり、 2019年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

120万円 = 180万円 - 20万円×3

120万円 > 60万円(上限額)

給付額60万円

1.申請の要件を確認する(算定例(基準年が2020年の場合))

給付額の算定例(基準年が2020年の場合)

給付金額の算定例1)決算月が3月の場合

					2018年						2019年	
2018年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
					2019年						2020年	
2019年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
					2020年						2021年	
2020年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	30	30	30	40	40	40	40	40	40	20	40	40

A: 2020年の1月から3月までの事業収入: 180万円

B:2021年の1月の月間事業収入:20万円

2020年1月の月間事業収入60万円に対して、2021年1月の月間事業収入が20万円であり、 2020年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

120万円 = 180万円 - 20万円×3 120万円 > 60万円 (上限額)

S:給付額60万円

給付金額の算定例2)決算月が1月の場合

						2018年						2019年
2018年度	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
						2019年						2020年
2019年度	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
	30	30	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
						2020年						2021年
2020年度	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
	60	60	60	30	30	40	40	40	40	40	40	20
						2021年						2022年
2021年度	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
	40	40										

A: 2020年の1月から3月までの事業収入: 180万円

B:2021年の1月の月間事業収入:20万円

2020年1月の月間事業収入60万円に対して、2021年1月の月間事業収入20万円であり、 2020年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

120万円 = 180万円 - 20万円×3

120万円 > 60万円(上限額)

S:給付額60万円

一時支援金申請の手続き

通常申請

1.申請の要件を確認する

2.申請する

申請特例

1.要件・証拠書類等を確認する

申請時の注意事項

申請時の注意事項

2.申請する(申請期間・方法)

申請期間 · 方法

(1)申請期間

一時支援金の申請期間は、**令和3年3月8日から令和3年5月31日**までです。 ただし、**特例**を用いる申請期間は、**令和3年3月19日から令和3年5月31日**までです。

申請に必要な書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない合理的な理由がある方のうち、 5月31日までに、「申請IDの発行」及び「書類の提出期限延長の申込」の両方がお済みの方については、「申請に必要な書類の提出期限」を6月15日まで延長しております。ただし、申請する前に必要な「登録確認機関での事前確認」が受けられるのは6月11日までとなりますので、ご注意ください。

(2)申請方法

一時支援金の申請用HP(https://ichijishienkin.go.jp/)からの電子申請。

■ 一時支援金の電子申請の流れ

宣誓・同意事項のチェック

- 宣誓・同意事項の内容を全て確認した上で、各項目にチェックを入れてください。
- 宣誓・同意事項の各項目の内容は「P.9」を参照して〈ださい。

申請情報の入力

- 基本情報、口座情報、売上情報等を入力してください。
- 入力項目の詳細は「P.15」を参照して〈ださい。

証拠書類等の添付

- 申請に必要な証拠書類等を添付してください。
- 証拠書類等の詳細は「P.16~」を参照して〈ださい。

一時支援金の申請完了

一時支援金の電子申請を行う前に申請IDの発番、登録確認機関による事前確認を受ける必要があります(P.5)。電子申請の操作方法等については、一時支援金HPの資料ダウンロードに掲載している「オンライン申請手順のご案内」をご覧ください。(https://ichijishienkin.go.jp/downloads/index.html)

2.申請する(基本情報の入力)

基本情報の入力

基本情報として入力いただくのは下記の項目です。

法人番号	13桁の法人番号を入力して〈ださい
法人名	会社名を入力して〈ださい
本店所在地	郵便番号・住所(都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等)を入力して〈ださい
書類送付先	郵便番号・住所(都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等)を入力して〈ださい と同じ場合は入力不要
決算月	決算月を入力して〈ださい
設立年月日	設立年月日を西暦で入力して〈ださい
業種(日本産業分類)	大分類、中分類で該当する業種を入力して〈ださい(申請画面で選択式)
事業内容	事業内容を入力して〈ださい 飲食店である場合はその旨及び飲食店の営業許可番号を入力して〈ださい
資本金額・出資の総額	資本金の額または出資の総額を入力して〈ださい
常時使用する従業員数	常時使用する従業員の数を入力して〈ださい
代表者役職	代表者の役職を入力して〈ださい
代表者氏名	代表者の氏名とフリガナを入力して〈ださい
代表電話番号	電話番号を入力して〈ださい
担当者氏名	担当者の氏名とフリガナを入力して〈ださい 代表者と同じ場合「同上」と入力して〈ださい
担当者電話番号	担当者の電話番号を入力して〈ださい 代表者電話番号と同じ場合「同上」と入力して〈ださい
担当者メールアドレス	アカウント登録時のメールアドレスが自動入力されます
基準年	2019年又は2020年を入力して〈ださい(申請画面で選択式)
対象月	対象月を入力して〈ださい
2019年1月から2021年3月ま での毎月の月間事業収入	2019年1月から2021年3月までの毎月の月間事業収入を入力して〈ださい 2021年の対象月に1月又は2月を選択した場合は、その対象月の翌月以降の月間事業 収入の入力は任意です。 2019年1月から2020年12月までの間に設立・開業した場合は、設立・開業した月よりも 前の月の月間事業収入の入力は任意です。 白色申告を行っている場合、青色申告を行っている者であって所得税青色申告決算書を 提出しない場合、又は特定非営利活動法人若し〈は公益法人等であって月次の事業収入 を確定的に記入できない場合は、2020年12月以前の各月の月間事業収入の入力は任 意です。

給付額の算定に用いる事業収入等については、持続化給付金や家賃支援給付金を含めた新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金や新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体による営業時間短縮営業に伴い支払われる協力金などを除いた額で申請していただきます。そのため、「確定申告書に記載の事業収入等」と「申請フォームに記載の事業収入」に相違があっても、不正受給等のおそれがある等の理由により調査等が必要であると事務局が認める場合を除き、原則として、事務局からは、その記載内容の確認や修正等の依頼は致しません。確定申告に当たっての給付金等を計上区分については、以下をご参照ください。

(https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/jyoseikin_kazei.pdf)

2. 申請する (口座情報の入力、証拠書類等の添付)

口座情報の入力

口座情報として入力いただくのは下記の項目です。

金融機関名	金融機関名を入力して〈ださい
金融機関コード	金融機関コード(4桁の数字)
支店名	支店名を入力して〈ださい
支店コード	支店コード(3桁の数字)
種別	普通預金/当座預金
口座番号	口座番号を入力してください
口座名義人	法人名と一致するもの

法人名義の振込先口座が存在しない場合には、法人の代表者名義の口座も可能。

証拠書類等の種類

申請には下記の6種類の証拠書類等の提出が必要となります。

- スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真でご提出いただけますが、 細かな文字が読み取れるよう鮮明な写真の添付をお願いします。
- 各データの保存形式はPDF·JPG·PNGでお願いします。

証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	ページ
確定申告書類	 2019年1月か6同年3月まで及び2020年1月か6同年3月までをその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書類 確定申告書別表一の控え(最低2枚) 法人事業概況説明書の控え(最低4枚(両面)) 	P17, 18
対象月の売上台帳等	• 2021年の対象月の月間事業収入が確認できる 売上台帳等	P.19
履歴事項全部証明書	申請者の履歴事項全部証明書 (申請時から3ヶ月以内に発行されたものに限ります。)	P.20
通帳の写し	金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、 口座名義人が確認できるもの	P.21
宣誓·同意書	• 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 (代表者本人が自署したものが必要となります)	P.22
2019~2021年の各年1~3月における顧客である法人の情報及び個人事業者等の情報が確認できる書類(一時支援金に係る取引先情報一覧)	2019~2021年の各年 1~3月における顧客である法人の 法人名、法人番号及び連絡先並びに顧客である個人事業者 等の屋号・雅号、氏名及び連絡先 (事務局が定める様式で提出してください。)	P.23

【原則】

確定申告書別表一の控えには、収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていることが必要です(P.17)。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知(メール詳細)」を添付することが必要です(P.18)。

【例外】

ただし、収受日付印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字)又は「受信通知(メール詳細)」のいずれも存在しない場合には、当該事業年度の確定申告で申告した若しくは申告予定の月次の事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもの(様式自由)を提出することで代替することができます(P.28)。

2.申請する(証拠書類等の添付 -1 確定申告書)

-1確定申告書類(最低6枚)

確定申告書別表一の控え(最低2枚)

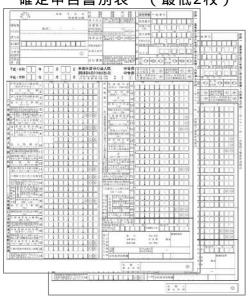
法人事業概況説明書の控え(最低4枚(両面))

「2019年1月から同年3月まで」及び「2020年1月から同年3月まで」をその期間内に含む「全ての事業年度」の分を提出して下さい。確定申告書別表一の控えには、収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていることが必要です。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知(メール詳細)」を添付することが必要です。

各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2019年1月から同年3月まで及び2020年1月から同年3月までをその期間内に含む全ての事業年度

確定申告書別表一(最低2枚)





提出する確定申告書類の事業年度の例

例1)決算月が3月の場合

2010年度				2	2018年	Ε				2	2019年	E
2018 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2 月	3 月
2040年度				2	2019年	Ē				2	2020年	F
2019 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2 月	3 月
2020年度				2	2020年	Ε				2	2021年	F
2020年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

2019年1月から3月まで及び2020年 1月から3月までをその期間内に含む 全ての事業年度の確定申告書類

2018年度及び2019年度の分の確定申告書類の提出が必要となります

例2)決算月が1月の場合

2018 年度					2	2018年	Ξ					2019年
2010 千皮	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
2019 年度					2	2019年	Ē					2020年
2019年度	2 月	3 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
2020 年度					2	2020年	F					2021年
2020年度	2 月	3 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
2024年度					2	2021年	Ε					2022年
2021年度	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月

2019年1月から3月まで及び2020年 1月から3月までをその期間内に含む 全ての事業年度の確定申告書類

2018年度、2019年度及び 2020年度の分の確定申告 書類の提出が必要となります

2. 申請する (証拠書類等の添付 -2 e-Tax (受信通知))

-2確定申告書類 e-Tax (受信通知) (最低8枚)

確定申告書別表一の控え(最低2枚)

法人事業概況説明書の控え(最低4枚(両面))

受信通知(メール詳細)(最低2枚)

2019年1月から同年3月まで及び2020年1月から同年3月までをその期間内に含む全ての事業年度の分を 提出して下さい。(提出する確定申告書類の事業年度の例はP.17を参照〈ださい)

受信通知(メール詳細)(最低2枚)



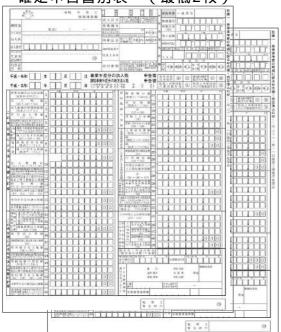
確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」 の記載のあるものについては、「受信通知(メール詳細)」 の添付は不要となります。

申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことを確認できるメール詳細がわかるものの画像データを「その他の必要な書類」に添付して下さい。



2019年1月から同年3月まで及び2020年1月から同年3月までをその期間内に含む全ての事業年度

確定申告書別表一(最低2枚)



法人事業概況説明書(最低4枚(両面))



2. 申請する(証拠書類等の添付 売上台帳等)

2021年分の対象月の売上台帳等

- 2021年の対象月の事業収入額(合計)が確認できる売上台帳等を提出して下さい。
- 売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できない合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、対象月の月間事業収入を確認できる他の書類によることも認めます。
- 基本的な事項(対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額等)が記載されている書類であれば、フォーマットの指定はありませんので、**経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳**などでも構いません。基本的な事項(対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額等)が記載されている書類であれば、書類の名称が「売上台帳」でなくても構いません。
- 提出するデータが対象月の事業収入であること及び対象月の事業収入の合計額が明記されている資料を提出してください。「2021年 月」と明記するとともに、合計額にはマーカー等で印を付ける等の対応を行ってください。





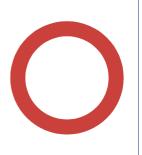
日付	相手勒定科目		拖栗		収入金額	支出金額	技术
ficENo.	相手補助科目	相助科目	相手税区分	税区分	消費税額	消費投額	
	相手部門	8575			排稿 金	est .	-186,750
5/1	売上高	本日売上			157,020		-29,730
001							
5/2	消耗品費	文房具代	ļ .			864	-30,594
002							
5/4	通信費	切手代 @84	1×2			168	-30,762
005							
5/6	売上高	本日売上			168,320		137,558
800							
-							



エクセルで作成した 売上データ

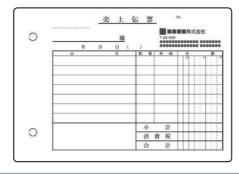


物要	教量		単個		金額
3月 売上高	354	٧	1,162		411,348
4月 売上高	309		1,028	¥	317,652
5月 売上高	243		1,107	¥	269,001
6月 売上高	238		1,069	*	254,422
7月 売上高	208		1,158	¥	240,864
8月 売上高	387		1,214	¥	469,818
9月 売上高	0		0	¥	-
10月 売上高	0		0	¥	190
11月 売上高	0		0	¥	
12月 売上高	0		0	¥	



手書きの売上帳の コピーなど







2. 申請する (証拠書類等の添付 履歴事項全部証明書)

履歴事項全部証明書

申請者の履歴事項全部証明書を提出して〈ださい。

申請時から3ヶ月以内に発行されたものに限ります。

発行年月日が記載されたページを含む全ページを提出してください。

履歴事項全部証明書は法務局のHPからの申し込みにより、オンラインでの請求が可能です。

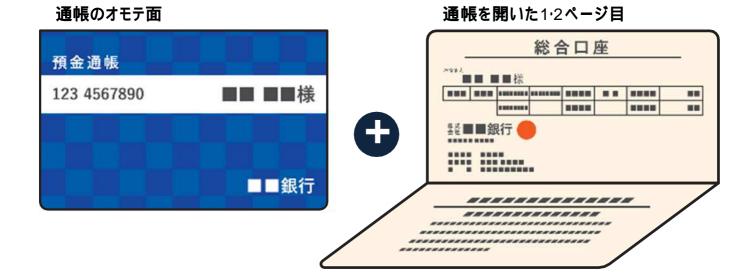
前号	株式会社●●●●●	
	株式会社□□□□□□	令和□□年□□月□□日変更 令和□□年□□月□□日登記
本店	DD県00市00町0000	
公告をする方法	000000	
会社成立の年月日	令和□□年□□月□□日	
目的	1,000 2,000	
奥行可能株式総数	0000#	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行可能株式の総数 □□株	
資本金の額	金□□□□ガ円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締	#役会の承認を受けなければならない
役員に関する事項	取締役●●●●●	
DESKILLES OFFSE	□□県□□市□□町□□□□□ 代表取締役●●●●●	
登記変更に関する 事項	設立 令和□○年□□月○□日	
(●●法務局●● 令和□□年□□)	支局管轄〉	J

2. 申請する (証拠書類等の添付 通帳の写し)

通帳の写し

- 法人名義の口座の通帳の写しを提出して〈ださい。
 法人名義の振込先口座が存在しない場合には、法人の代表者名義の口座でも可能です。
- 金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できるようスキャン又は撮影して下さい。上記が確認できるように、必要であれば、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付して下さい。

電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出して下さい。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出して下さい。



電子通帳 画面コピー



!!ご注意下さい!!

画像が不鮮明な場合や、金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義 人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いができません!

2. 申請する(証拠書類等の添付 宣誓・同意書)

宣誓·同意書

給付規程により様式が定められた宣誓・同意書を提出して〈ださい。当該様式は一時支援金HPの「資料ダウンロード」からダウンロードして〈ださい。 (<u>https://ichijishienkin.go.jp/downloads/index.html</u>)

宣誓・同意書には代表者本人の自署が必要となります。

視覚や手指等に障害があり、自署の署名が難しい場合には、「 (代筆:)」のように、ご自身のお名前に加えて代筆者名と代筆である旨を記載いただいた上で、ご自身の身体障害者手帳(手帳様式は全ページ、カード様式は両面)の写しを自署の署名が必要な書類(宣誓・同意書等)の後ろに添付し、1つのファイルにしていただいたものを申請画面に添付してください。

(様式1)

宣誓・同意書

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金給付規程(以下「本給付規程」という。)第9条に基づさ、次の1 から4までのいずれにも宣誓し、次の5から11までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場 合又は同意した事項に違反した場合は、一時支援金の給付を受けていない場合は一時支援金の給付を受けることを辞退し、既に一時支援金の給付を受けていた場合は速やかに事務局に返還します。

- 1. 本給付規程に定める給付要件を満たしていること
 - ※2021年1月、2月又は3月の事業収入が、緊急事態宣言影響により、2019年又は2020年の 同月比で50%以上減少している必要がある。ただし、本給付規程第8条に規定する中請特例を用いる 場合は、その申請特例該当要件による。
 - ※緊急事態宣言の発令地域で地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応 地方創生障時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店と直接若しくは間接の取引があったこと、又は、同地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことが前提 となる。
 - ※一時支援金の趣旨・目的に基づき売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類に基づく事業収入が2019年又は2020年の同月比で減少していることが必要である。また、その趣旨・目的が妥当しない理由により対象月の事業収入が2019年又は2020年の同月比で50%以上減少している場合、例えば、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛とは関係なく事業収入が減少している時期を対象月としている場合、売上計上基準の変更及び顧客との取引時期を調整している場合、法人成り又は事業承継の直後等の単に営業日数が少ない場合は、給付要件を満たさない。
- 2. 本給付規程第7条第3項の基本情報及び同条第4項の証拠書類等に虚偽のないこと ※例えば、事業を実施していないにもかかわらず事業を実施していると偽っている場合、事業収入の額を 偽っている場合及びその他証拠書類等に虚偽がある場合は、給付要件を満たさない。
- 3. 本給付規程の別紙2で定める暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること
- 4. 一時支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること
- 5. 本給付規程で定める確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに中 小企業庁又は事務局が定める緊急事態宣言影響を証明する証拠書類を電磁的記録等により7年間保存する こと
 - ※帳簿書類とは、日付、取引先、取引内容、取引金額等が証拠書類とともに確認できる売上台帳、請求 書、領収書等を指す。
- 6. 飲食店であって、地方公共団体による営業時間短縮要請に伴う協力金の支払対象であり、当該協力金が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている場合には、一時支援金の受給資格がないことに同意し、既に一時支援金を受給していた場合には速やかに返還すること
- 7. 事務局又は長官が委任若しくは準委任した者の求めに応じて、5で保存している情報を速やかに提出すること
- 8. 事務局又は長官が委任若しくは準委任した者が本給付規程第13条に基づいて行う関係書類の提出指導、 事情聴取及び立入検査等の調査に応じること
- 9. 本給付規程に定める無資格受給又は不正受給等が発覚した場合には、本給付規程第13条に従い一時支援 金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとら れる場合があること
- 10. 提出した基本情報等が一時支援金の事務のために第三者に提供される場合(給付要件の充足性を判断するために事務局又は中小企業庁が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。)及び一時支援金の給付等に必要な範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合(給付要件の充足性を判断するために事務局又は中小企業庁が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。)があること

11. 本給付規程に従うこと

令和 3 年 月 日

申請者本人の

宣誓・同意した

日付を記載

代表者又に個人事業者等の氏名(自署) 自署

法人名 (法人の場合)

2. 申請する(証拠書類等の添付 一時支援金に係る取引先情報一覧)

一時支援金に係る取引先情報一覧

2019~2021年の各年1~3月における顧客である法人の法人名、法人番号並びに連絡先及び顧客である個人事業者等の屋号・雅号、氏名、連絡先が確認できる書類(**事務局が定める様式**)を提出して〈ださい。 当該様式は一時支援金HPの「資料ダウンロード」からダウンロードして〈ださい。

(https://ichijishienkin.go.jp/downloads/index.html)

2019年1月から2020年12月までの間に設立・開業した事業者であって、2019年1~3**月又は**2020年1**月~3月の各期間において、それぞれ十分な事業実績がない場合**は、**可能な限り当該期間に近い任意の3ヶ月以内の期間**を選択して〈ださい。(**少な〈とも2つの独立した期間**を選択して〈ださい。)その上で、**取引先情報一覧の余白等**に、任意に選んだ期間をご記載〈ださい。

					PI,XI	BE SELVE				•	140	小法人		55				
														1	ŧ		Я	39
一時支援	全事表	EM6	級															
						et de la	ric ac	richter.					e v 440					
緊急率が 提出しま?	-	(10gs	學校	FOIC	*0-1	特文書	2世報1	NA	極悪 7	未熟	3 48	96 I 19	(11)	の無害	182-04		D. FID	838
1. 申請等 法人番号			8	k		Š				1		á						
法人名	583	586	28	922	500 100	本位	所在	塘	3 70	500	88	335	代表	省氏名	-			
						1												
 申請する	5 祭4 (1 基合:	事態)。(公文)	宣育(2) の の3.	の影響を	響につい の項目 記入は2 域(以	いて、 につ! 不要で 下、「!	以下・ で ・ す ・ を 言 が	の(複数	1) (I x選択 とい)~(0) † 5 : 9.)	. とも c所	可能をする	です。 地方公	なお。() 英間体	(2) (4:1))~(3 (背景	(時間短	50
咳当すが ください。 選択したを (1) 聚化 に作	5 祭3 (1 場合に 事事報 (1)	事態)。(1)、次 宣会:	変容(2)の3. の3. の数 の数 の数	の影力の (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の	(の項目 記入は)域(以 線とな・ に所在・	いて、 icつ 不要で 下、!! って!	以下で、さままれて、	の複数域の方法	1) (I 対 遊択 とい (SJT と直移)~② する: う。) 「対 (取引	. とも に所作 象数: をし	可能 をする 食店」 ている	です。 地方な という ことに	なお。(文部体)。) と による集	(2)(によく の取引)~(3 (背景 によ	の中か 時間短 る影響	もの
咳当すが ください。 選択したが (1) 繁紀	5 祭が (1) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	事態(次 賞金 宣ら	宣言(2)の3. の数 の数 が「1)	の制力の対象を対象を	響につい の項目 記入は ² 域(以 を に所在・ に 取取内)	いて、 につ! 不要、「! 下、「! するなき	以下・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	の複数域店店店お	1) (I 対選択 とい (SAT とある)~② するこ う。) が 数 動 動 動 動 動	ともに所依とした	可能 全する 食店」 でいる	です。 地方な という にことが 変数引き	なお。(文部体)。) と こよる集 としてい	(2)(によく の取引 (るこ)~(3 (背景 によ :によ	の中か 時間短 る影響 : る影響	ちの・ 縮要
該当すがください。 ください。 (ださしたが (1) 繁紀	の (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	事態(次 資金 宣らら	宣言の3. の数す (の数す)	の無力の 令払 城宣宣宣言	響につい の項目 記入は 域(以 を に 所在 に 域外 と な ・ の 域外 と な ・ の 域外 と の は り り の り り り り り り り り り り り り り り り	いて、 icol 不要、「! 下、 「	以下ので、またのではでは、またのではでは、またのではではでは、またのではではではではではではではではではではではではではではではではではではでは	の複数 は成店 店おお	1) (I 対選択 とい (SAT とある)~② するこ う。) が 数 動 動 動 動 動	ともに所依とした	可能 全する 食店」 でいる	です。 地方な という にことが 変数引き	なお。(文部体)。) と こよる集 としてい	(2)(によく の取引 (るこ)~(3 (背景 によ :によ	の中か 時間短 る影響	ちの・ 縮要
該当すが、 ください。 (ださい。 選択したは (1) 繁紀 に作 ロロロ (2) 不引	の (1 に) (1 に)	事態(次 変力 「自自 の外	宣客(2)の3. (の数)の数(4) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	の影片の計画の計画の計画の影片の計画の計画の計画の計画の計画の計画を対対に対対に対対に対対に対対に対対に対対に対対に対対に対対に対対に対対に対対に	響につい の項目 の項目 域(以な・ に地域外) の自粛i	いて、 について、 下、 い すって、 か ま に た た に た に た に た に た に た に た に た に た	以下できる。またない。	の複数域店 産おお	1) (E x 選択・ という という とある。ま	>一②: する: う。) 対 教教教	とも に かまま と の と の と も の と も の と の か と の と の の と の の の の の の の の の の	可能を表する。	です。 地方なったいう ことに取ります。	なお。(公共団体)。) と による集 としてい	(2)(0 によくの取引)~(3 対象 によ とによ	の中から の中から の影響 にる影響 にる影響	ちの線要
該当すが、 ください。 (ださい。 選択したは (1) 繁紀 に作 ロロロ (2) 不引	の (1 に) (1 に)	を事態(1次 賞金) 宝らら 外 ら	宣言の3. 分支を増むしている。 変数の数数では、1000の数数では、1000の数数では、1000の数数では、1000の数数では、1000の数数では、1000の数数では、1000の数数では、1000の数数を1000の数数を1000の数数を1000の数数数数数数数数数数数	の影 内の か	響につい の項目 に の項目 は は に の な と な と た は の な め な の の の の の の の の の の の の の の の の	いて、「になって、「「なって、」「「なって、」「「なって、」「」「なった」「こと、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには	以下できる。飲在在、影を在	の複数を検索を含まれている。	1) (T x a a b t) (T)~② するこ う。) 対 5 で 数数数 がに対 に対	とも に かまま と の と の と も の と も の と の か と の と の の と の の の の の の の の の の	可能を表する。	です。 地方なったいう ことに取ります。	なお。(公共団体)。) と による集 としてい	(2)(0 によくの取引)~(3 対象 によ とによ	の中か 時間短 る影響 : る影響	ちの線要
該当すが (ださい。 選択したが (1) 繁紀 に作 ロロロ (2) 不引	5 (1 c) を 数 (1 c) を 3 c) を	8事態(1次 賞金) 宣らら 外 らっ	変言の3. 発支 地门门 ・1 「「」	の影力の 地対 城宣宣 移 宣る	響につい の現在 の現在 ののでは、 のでは、 ので	いて、ドイン ないに アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・ア	以下で、言意の一条在在 影 在(日は	の複数 物度 食でて ての	1) (L x 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2)〜③こう。) 対 引数数数数 がに対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対	ともこの無飲を食食を	可能 を表する。 で、で、で、で、で、で、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、	です。 地方ない。 という に取引する に取引する には	なお。(文質体)。) と こよる像 としてい	(2) ((ない) (では、)	0~© 6背乗 によ たによ	の中から の中から の影響 にる影響 にる影響	ちの寝り、、大供
版当すべ (ださい。 選択した対 (1) 繁介 に作 ロロロ (2) 不明	5 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	事() 次 資金 宝らら 外 らっらっ	変)の のの 倉がは 出 がてはてい	の影力の 地対 城宣宣 移 宣る宣る	響につい の項目 の項目 は (以な・ に 地域・ の自域に 域と を を を を を を を を し を し に し は し に し に し に し に し に し に し に と し に と り に と に と と に と と に と と と と と と と と	いて、「「「「「「「」」」、「「」「「「」」、「「」「「」「「」「「」「「」「「」「	以て、言飲、飲在在 影 在 日に	の複数域店 度なて てので行	1)(() とのの () 数の連り () とのの () の () をのの () 数の () をの () を) ~ () ~ () か	とも に無飲を食食 を可で	可能 主義でいる情報を でと関係を のは のは のは のは のは のは のは のは のは のは	です。 地方ない という を取引す けに a	なお。(文件()体 ()、) と による無 としてい 6品の類	(2) ((ない) (では、)	0~© 6背乗 によ たによ	のの中からの中からの (時間) (時間) (時間) (時間) (時間) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本	ちの寝り、、大供
数当すが、 ください。 を を (1) 禁約 に (1) 禁約 (2) 不引 (2) 不引	5 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	事(次 音会) 宝らら 外 らっちっき	変)の のの 倉がは 出 がではて地町 いりいい	の例のの 中払 城宣宣 移 宣る宣るの の 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	響につい の項目 成(以 た に助域 の 自域に域に を を を を を を を を を を を を を	いたので、「いくない」というでは、「いくないです。」では、「いくない」という。「いくない」という。「いいのでは、これに関係を表している。「いいのでは、」」、「いいのでは、「いいのでは、「いいのでは、「いいのでは、「いいのでは、「いいのでは、「いいのでは、「いいのでは、「いいのでは、「いいのでは、「いいのでは、「いいのでは、「いいのでは、「いいのでは、「いいのでは、「いいのでは、「いいのでは、「いいのでは、「いいのでは、」」、「いいのでは、「いいのでは、「いいのでは、「いいのでは、「いいのでは、「いいのでは、「いいのでは、「いいのでは、」」、「いいのでは、「いいのでは、「いいのでは、「いいのでは、」」、「いいのでは、「いいのでは、「いいのでは、「いいのでは、「いいのでは、」」、「いいのでは、「いいのでは、「いいのでは、「いいのでは、」」、「いいのでは、「いいのでは、」」、「いいのでは、「いいのでは、「いいのでは、」」、「いいのでは、「いいのでは、」」、「いいのでは、」」、「いいのでは、「いいのでは、」」、「いいのでは、」」、「いいのでは、」」、「いいのでは、」」、「いいのでは、」」、「いいのでは、」」、「いいのでは、」」、「いいのでは、」」、「いいのでは、」」、「いいのでは、「いいのでは、」」、「いいのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	以て、一度る一条在在一条 在一位に対し、	の複 域店 度がて ていて行た	1) ((とりり り乗り連引に とりり り乗り連引に とり (とりり り乗り連引に) (とり) (と)~るこう。)対 引飲飲 が 対 対 別 が 対 が 対 が 対 が 対 が 対 が 対 が 対 が 対	ともに無数を食食を育っていていていていていていていていていています。	可能 全を を を ない。 を を と と と に に に に に に に に に に に に に	です。 地方ないうことものできません。 からことを表表表示している。 からない。 もっと。 からない。 もっと。 からない。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと	なお。(次共団体 の。) と よる量としてい あ品の類	2)(によく を を を を を を を を を を を を を を を を と で を と で を と で を と を と)~② (対象 たによ たによ	の中か の の の の の の の の の の の の の	ちの線をした。機構機
数当すが、 ください。 を 後 (1) 禁約 に作 ロロロ 不到 ロロロ	5 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	事(次 音会) 宝らら 外 らつらつ背2	(空)の のの 倉がは 出 がてはて地()	の側の 中払 城宣宣 移 宜る宜るの~	響につい項目は の項目は 域象と に随城城 の自 域とに域にと のの域にと のは、 のは、 の自 域とと の自 域とに の自 域とに の自 域とに の自 域とに の自 域とに の自 がとに の自 がとに の自 がとに の自 がと の自 がと のと のと のと のと のと のと のと のと のと の	いに不 下っ すい に に影響所を終した。	以です。意名、象在在一影。在日在「統直下で、善致、飲しし、響」したに統直	の複 域度 食てて ていて行た、	1) (() とりり り乗り連引品の () 主() とりり り乗り連引品の () 主() 主() 主() 主() ままは即)~す う。 7 歌象像 にに経済の 対 別 別 野 飲 対 対 別 野 又	とも に象を食食 軽 質 質 サ	可能 主食 でとり 関	です。 地方から うことが表数 けたにお を を の の の の の の の の の の の の の の の の の	なお。(文質体) という。) という。) という。) という。 という まるだい という あんの 数 あんの 数 まを行っ	2)() によく () によく () () () () () () () () () () () () ())~② が常来 とによ とによ	の中かりの中かりの中かりの事類性 ころ影響 ころ影響 ころ影響 ころま 響	ちに縮し、大人性を表して
数当すが、 ください。 を 後 (1) 禁約 に作 ロロロ 不到 ロロロ	5 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	1事) に 第四 「自自 の 自行自行宣((を 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1	(2)の のの 含がは 出 がてはて地() いい() (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (の側の 中払 城宣宣 移 宣る宣るの~~	響の別入 (以た・の) は (以た・の) がいます (以	いに不 下っ すい に に影響所を終した。	以です。意名、象在在一影。在日在「統直下で、善致、飲しし、響」したに統直	の複 域度 食てて ていて行た、	1) (() とりり り乗り連引品の () 主() とりり り乗り連引品の () 主() 主() 主() 主() ままは即)~す う。 7 歌象像 にに経済の 対 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別	とも に象を食食 軽 質 質 サ	可能 主食 でとり 関	です。 地方から うことが表数 けたにお を を の の の の の の の の の の の の の の の の の	なお。(文質体) という。) という。) という。) という。 という まるだい という あんの 数 あんの 数 まを行っ	2)() によく () によく () () () () () () () () () () () () ())~② が常来 とによ とによ	の中か の の の の の の の の の の の の の	らの姿と、大性性質
数当すが、 ください。 を 後 (1) 禁約 に作 ロロロ 不到 ロロロ	5 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	1事) に 第四 「自自 の 自行自行宣((を 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1	変)の のの 倉がは 出 がてはて地()))	の側の 中払 城宣宣 移 宣る宣るの~~	響の別入 (以た・の) は (以た・の) がない (以た・の) がない (以た・の) がない (以た・の) がない (ない) は (以ない) がない (以ない) がない (はいない) がない (はいない) がない (はいない) がない (はいない) がない (はいない) がない (はいない) はいない (はいない) は	いに不 下っ すい に に影響所を終した。	以です。意名、象在在一影。在日在「統直下で、善致、飲しし、響」したに統直	の複 域度 食てて ていて行た、	1) (() とりり り乗り連引品の () 主() とりり り乗り連引品の () 主() 主() 主() 主() ままは即)~す う。 7 歌象像 にに経済の 対 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別	とも に象を食食 軽 質 質 サ	可能 主食 でとり 関	です。 地方から うことが表数 けたにお を を の の の の の の の の の の の の の の の の の	なお。(文質体) という。) という。) という。) という。 という まるだい という あんの 数 あんの 数 まを行っ	2)() によく () によく () () () () () () () () () () () () ())~② が常来 とによ とによ	の中かりの中かりの中かりの事類性 ころ影響 ころ影響 ころ影響 ころま 響	らの姿と、大性性質
数当すが、 ください。 を 後 (1) 禁約 に作 ロロロ 不到 ロロロ	5 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	1事) に 第四 「自自 の 自行自行宣((を 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1	変)の のの 倉がは 出 がてはて地()))	の側の 中払 城宣宣 移 宣る宣るの~~	響の別入 (以た・の) は (以た・の) がない (以た・の) がない (以た・の) がない (以た・の) がない (ない) は (以ない) がない (以ない) がない (はいない) がない (はいない) がない (はいない) がない (はいない) がない (はいない) がない (はいない) はいない (はいない) は	いに不 下っ すい に に影響所を終した。	以です。意名、象在在一影。在日在「統直下で、善致、飲しし、響」したに統直	の複 域度 食てて ていて行た、	1) (() とりり り乗り連引品の () 主() とりり り乗り連引品の () 主() 主() 主() 主() ままは即)~す う。 7 歌象像 にに経済の 対 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別	とも に象を食食 軽 質 質 サ	可能 主食 でとり 関	です。 地方から うことが表数 けたにお を を の の の の の の の の の の の の の の の の の	なお。(文質体) という。) という。) という。) という。 という まるだい という あんの 数 あんの 数 まを行っ	2)() によく () によく () () () () () () () () () () () () ())~② が常来 とによ とによ	の中かりの中かりの中かりの事類性 ころ影響 ころ影響 ころ影響 ころま 響	らの姿と、大性性質

DOT THE STATE OF T	所在地	電新掛サ
注人番号 注人名(個人の場合は歴号・雅号) [
DOT THE STATE OF T		
	所在地	電話番号
(2) 2020年1~3月に担いて、2.(1) ①~②。(2) ④~⑤に蘇当する数	引及び商品の販売又はサービスの
提供を複数回行った取引先(売)	上が大きい懶に2者)	
法人番号		
法人名(個人の場合は基号・雑号)	所在埔	電話器号
- 5	30	
法人番号		
法人名(個人の場合は思サ・雅号)	所在地	電話器分
提供を複数回行った取引先 (売 ※無急事態宣音の影響により、8 欄に記載ください。 往 後 後 を を を を を を を を を を を を を	該当する取引を複数回行った取引先が存	在しない場合は、その資を佐人名
法人名(個人の場合は基号・雑号) 月	所在地	電筋器サ
W / M W		
法人番号 法人名 (個人の場合は単分・雑号) 1	E A se	電訊各分
	0155-90	MESO SE O
100		

- 1 本取引先情報一覧を作成した日付を記入して〈ださい。
- 2 申請者情報について、法人番号、法人名、本店所在地、代表者氏名を記入して〈ださい。
- 3 該当する緊急事態宣言の影響について、(1) ~ 又は(2) ~ から選択してチェックを付けて⟨ださい。
 (1)、(2)の両方の項目について、複数選択することも可能です。なお、(2) ~ の中からのみ選択した場合は、
 4 の記入は不要です。
- 4 3 でチェックを付けた「(1) ~ 、(2) ~ 」に該当する取引及び商品の販売又はサービスの提供を複数回行った取引先(売上が大きい順に2者)について、(1)2019年1月~3月分、(2)2020年1月~3月分、(3)2021年1月~3月分をそれぞれ入力して〈ださい。なお、該当する取引先が1者のみの期間は1者のみを記入して〈ださい。

2. 申請する (登録内容の確認・証拠書類等の添付・確認)

登録内容の確認

宣誓・同意事項の承認 (チェック) 下記の入力情報が正しいかの確認

基本情報

売上額

口座情報

証拠書類等の添付・確認

証拠書類等が正し〈添付されているかの確認

確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え 2021年の対象月の売上台帳等

履歴事項全部証明書

通帳の写し

宣誓·同意書

一時支援金に係る取引先情報一覧

2. 申請する (申請後の流れ・不正受給時の対応)

申請後の流れ

申請頂いた内容・証拠書類等の確認をさせていただきます。

不明な点が発生した場合、入力いただきましたメールアドレスへ連絡をさせていただきますので、連絡が入りましたらマイページで内容をご確認いただき、対応をお願いします。

申請内容に不備等が無ければ、申請頂いた内容・証拠書類等の確認完了後、事務局名義にて申請された銀行口座に振り込みを行います。

なお、確認が終了した際には、給付通知(不給付の場合には不給付通知)を発送させていただきます。 通知が到着 した際には内容をご確認下さい。

通知の到着前に振込が行われる場合もあること、予めご了承下さい。

不正受給時の対応

提出された基本情報等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって不正受給と判断された場合、以下の措置を講じます。

一時支援金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額を返還請求を行います。

申請者の法人名等の公表を講じることがあります。

不正の内容等により、不正に一時支援金を受給した申請者を告訴・告発します。

相談ダイヤル

一時支援金相談窓口 ダイヤル 0120-211-240

[IP 電話専用回線]03-6629-0479

営業時間 8:30~19:00(土曜日·祝日含む全日)

最新の営業時間につきましては、一時支援金事務局HPをご確認〈ださい。

申請サポート会場については、一時支援金HPでご確認下さい。

「一時支援金」の不正受給は犯罪です。

一時支援金申請の手続き

通常申請

1.申請の要件を確認する

2.申請する

申請特例

1.要件・証拠書類等を確認する

通常の申請では不都合が生じる場合ご覧ください。 特例の条件を満たさない場合も、給付要件を 満たしていれば通常の申請を行うことは可能です。

申請時の注意事項

申請時の注意事項

証拠書類等及び給付額の算定等に関する特例

A: 証拠書類等に関する特例

A-1

2019年1月から同年3月まで及び2020年1月から同年3月までをその期間内 P.28 に含む全ての事業年度の確定申告書類について、合理的な事由により提出できないものと事務局が認める場合

B:給付額等に関する特例

B-1

2019年:2020年新規開業特例

P.29~32

2019年1月から2020年12月までの間に設立した法人に対する特例

B-2

季節性収入特例

P.33

月当たりの事業収入の変動が大きい法人に対する特例

B-3

合併特例

P.34~35

事業収入を比較する2つの月の間に合併した法人に対する特例

B-4

連結納税特例

P.36

連結納税している法人に対する特例

B-5

罹災特例

P.37~39

2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する法人に対する特例

B-6

法人成り特例

P.40~44

事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した者に対する特例

B-7

NPO法人·公益法人等特例

P.45~52

特定非営利法人及び公益法人等に対する特例

A-1 証拠書類等の特例

2019年1月から同年3月まで及び2020年1月から同年3月までをその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書について、以下の場合、代替の証拠書類を提出の上、申請して〈ださい。

■適用条件

2019年1月から同年3月まで及び2020年1月から同年3月までをその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書について、合理的な事由により提出できないものと事務局が認める場合(例:収受日付印が押印されていない場合)

■代替の証拠書類

当該事業年度の1事業年度前の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の控え 又は

当該事業年度の確定申告で申告した若しくは申告予定の月次の事業収入を証明できる書類であって、 税理士による署名がなされたもの(様式自由)で代替することができます。

2019年2月から同年3月(又は2020年2月から同年3月)に法人を設立した場合であって、【B-1 2019・2020年新規開業特例】を用いない場合は、2019年1月から同年3月(又は2020年1月から同年3月)をその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書類の代わりに、法人を設立した日の属する月から2019年3月(又は2020年3月)までをその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書類を提出することができます。その場合には、本特例(A-1)において、申請して〈ださい。

給付額の算定式

 $S = A - B \times 3$

S:給付額(上限60万円) A:基準期間の事業収入(

B:対象月の月間事業収入

1事業年度前の確定申告書別表一の控えを提出した場合、給付金の算定も提出された事業年度と比較して行います。

証拠書類等

2019年1月から同年3月まで及び2020年1月から同年3月までをその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え(P.17~)

ただし、提出できない事業年度分がある場合、上記の代替の証拠書類を提出してください。

対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳等(P.19)

申請者の履歴事項全部証明書(P.20)

2019年2月から同年3月(又は2020年2月から同年3月)までの間に法人を設立した場合で、本特例を用いる場合は、 法人の設立年月日が2019年2月1日から同年3月31日(又は2020年2月1日から同年3月31日)までのものに限る。

法人名義の振込先口座の通帳の写し(P.21)

宣誓·同意書(P.22)

取引先情報一覧 (P.23)

■ 代替の証拠書類の提出例

例)税理士による署名がなされた申告予定の月次の事業収入を証明できる書類で代替する場合

2010年度						201	9年					
2019年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2020年度						202	:0年					
2020 年度	1月	2 月	3 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2024年度						202	:1年					
2021年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

確定申告が完了していない等の理由により、2020年1月、2月、3月の事業収入を含む2020年度の確定申告書類を提出できない。

→ 本特例により、当該事業年度の確定申告で申告予定の月次の事業収入を証明できる書類(税理士による署名がなされたもの)で代替することができます。

B-1 新規開業特例 (2019年設立の場合)

2019年1月から2019年12月までの間に法人を設立した場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

適用条件

2019年を基準年とした上で、対象月の月間事業収入が、2019年の法人を設立した月から同年12月までの月平均の事業収入と比べて50%以上減少している

給付額の算定式

 $S = A \div M \times 3 - B \times 3$

S:給付額(上限60万円)

A:2019年の年間事業収入

M:2019年の設立後月数(法人を設立した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす)

B:対象月の月間事業収入

証拠書類等

2019年の法人設立月から同年12月まで及び2020年1月から同年3月までをその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え(P.17~)

対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳等(P.19)

法人名義の振込先口座の通帳の写し(P.21)

宣誓·同意書(P.22)

取引先情報一覧 (P.23)

申請者の履歴事項全部証明書(P.30)

(法人の設立年月日が2019年1月1日から2019年12月31日までのものに限る)

算定例

算定例)2019年9月に法人を設立した場合

					2019年					2020年		2021年	
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	• •	1	2	3
万円						40	60	80	100		40	20	60
											L		<u> </u>

2019年の年間事業収入:280万円

月平均の事業収入:70万円(280万円÷4か月)

対象月の事業収入 20万円

Î

A: 2019年の年間事業収入=40+60+80+100=280万円

M: 2019年の設立後月数 = 4か月

B: 2021年の対象月の事業収入 = 20万円

 $S:280 \div 4 \times 3 - 20 \times 3 = 150$ 万円 > 60万円(上限額)

→ 給付額60万円

50%以上減

→ 対象月=2月

B-1 新規開業特例 (2019年設立の場合)

履歴事項全部証明書

• 法人の設立年月日が2019年1月1日から同年12月31日までであること。 申請時から3ヶ月以内に発行されたものに限ります。

発行年月日が記載されたページを含む全ページを提出してください。

履歴事項全部証明書は法務局のHPからの申し込みにより、オンラインでの請求が可能です。

「会社成立の	年日口・が	□□県□□市□□□ ●●●●●●株式 会社法人等番号◇◇		全部証明書
云 社 ル 立 い 2019 年 1月		商号	株式会社●●●●●	
2019年1月 同年 12 月 31			株式会社□□□□□	令和□□年□□月□□日変更 令和□□年□□月□□日登記
であること。		本店	DD県D口市DO町DDD	
		公告をする方法	00000	
'		会社成立の年月日	令和□□年□□月□□日	
		目的	1,000 2,000	
	- 1	発行可能株式総数	□□□□株	
		発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行可能株式の総数 □□株	
		資本金の額	金□□□□ガ円	
		株式の譲渡制限に 関する規定	当社の株式を譲渡するには、J	収締役会の承認を受けなければならない
		役員に関する事項	取締役●●●●● □□県□□市□□町□□□□ 代表取締役●●●●●	
		登記変更に関する 事項	設立 令和□□年□□月□□	H
		(●●試務局●● 令和□□年□□F	支局管轄) 日口口日	¥項の全部であることを証明した書面である。

30

B-1 新規開業特例 (2020年設立の場合)

2020年1月から2020年12月までの間に法人を設立した場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書 類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

適用条件

2020年を基準年とした上で、対象月の月間事業収入が、2020年の法人を設立した月から同年12月までの月平 均の事業収入と比べて50%以上減少している。

給付額の算定式

 $S = A \div M \times 3 - B \times 3$

S:給付額(上限60万円)

A:2020年の年間事業収入

M: 2020年の設立後月数(法人を設立した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす)

B:対象月の月間事業収入

証拠書類等

2020年の法人設立月から同年12月までをその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書別表一の 控え及び法人事業概況説明書の控え(P.17~)

合理的な事由により提出できないものと事務局が認める場合には、税理士による署名がなされた申告予定の 月次の事業収入を証明できる書類を代替書類として提出できます

対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳等(P.19)

法人名義の振込先口座の通帳の写し(P.21)

宣誓·同意書(P.22)

取引先情報一覧 (P.23)

申請者の履歴事項全部証明書(P.32)

(法人の設立年月日が2020年1月1日から2020年12月31日までのものに限る)

算定例

算定例)2020年9月に法人を設立した場合

					2020年						2021年	
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
万円						40	60	80	100	40	20	60
								_		Ĺ		

2020年の年間事業収入:280万円

対象月の事業収入 20万円

月平均の事業収入:70万円(280万円÷4か月)

50%以上減 → 対象月=2月

M:2020年の設立後月数=4か月

B: 2021年の対象月の事業収入 = 20万円

 $S:280 \div 4 \times 3 - 20 \times 3 = 150$ 万円 > 60万円(上限額)

A: 2020年の年間事業収入=40+60+80+100=280万円

→ 給付額60万円

B-1 新規開業特例 (2020年設立の場合)

履歴事項全部証明書

2020年1月1日から

同年12月31日まで

であること。

 法人の設立年月日が2020年1月1日から同年12月31日までであること。 申請時から3ヶ月以内に発行されたものに限ります。

発行年月日が記載されたページを含む全ページを提出してください。

履歴事項全部証明書は法務局のHPからの申し込みにより、オンラインでの請求が可能です。

履歴事項全部証明書 ●●●●●●株式会社 会社法人等番号◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 「会社成立の年月日」が 바무 株式会社●●●●●● 令和□□年□□月□□日変更 株式会社□□□□□□ 令和□□年□□月□□日登記 本店 □□県□□市□□町□□□□ 公告をする方法 000000 令和□□年□□月□□日 会社成立の年月日 目的 □□□□# 発行可能株式総数 発行済株式の総数 発行可能株式の総数 並びに種類及び数 資本金の額 金0000ガ円 株式の譲渡制限に 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない 関する規定 取締役●●●●● 役員に関する事項 □□県□□市□□町□□□□ 代表取締役●●●●● 登記変更に関する 設立 令和□□年□□月□□日 車項 これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。 (●●法務局●●支局管轄) 令和□□年□□月□□日 ••• [[●●法務局登記官 整理番号□□□□□□ *下線のあるものは抹消事項であることを示す。

B-2 季節性収入特例 (月当たりの事業収入の変動が大きい法人)

収入に季節性がある場合など、月当たりの事業収入の変動が大きい場合であって、以下の適用条件を満たす場合、 証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

適用条件

対象期間 (2021年1月から同年3月まで) の事業収入の合計が、基準期間 (2019年の1月から同年3月まで又は2020年の1月から同年3月まで) の事業収入の合計と比べて50%以上減少している。

給付額の算定式

S = A - B

S:給付額(上限60万円)

A: 基準期間の事業収入の合計

法人事業概況説明書に月次の事業収入が記載されていない場合には、基準期間の終了月の属する事業年度の年間事業収入を4で除して得た額

B:対象期間の事業収入の合計

証拠書類等

2019年1月から同年3月まで及び2020年1月から同年3月までをその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え(P.17~)

対象期間の毎月の月間事業収入が確認できる売上台帳等(P.19)

売上台帳等は**対象期間(2021年1月から同年3月まで)の毎月の**月間事業収入が確認できるものを提出して〈ださい。

申請者の履歴事項全部証明書(P.20)

法人名義の振込先口座の通帳の写し(P.21)

宣誓·同意書 (P.22)

取引先情報一覧 (P.23)

給付額の算定例

算定例)決算月が3月で基準年を2019年とする場合

					2018年						2019年	
2018年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	10	10	10	10	10	10	10	10	10	60	60	60
					2019年						2020年	
2019年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	10	10	10	10	10	10	10	10	10	30	30	30
					2020年						2021年	
2020年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	10	10	10	10	10	10	10	10	10	20	20	20

A: 基準期間の事業収入 = 60+60+60=180万円

B:対象期間の事業収入 = 20+20+20=60万円

2019年1月から3月までの月間事業収入合計180万円に対して、2021年1月から3月までの月間事業収入合計が60万円であり、2019年同期間比で50%以上減少しているため給付対象となります。

S:180万円 - 60万円 = 120万円 > 60万円(上限額)

→ 給付額60万円

B-3 合併特例 (合併した法人)

事業収入を比較する2つの月の間に合併した場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

2020年以前に合併した法人はこの特例は適用できません。ただし、2019年1月から2020年12月までの間に合併した場合は、P.29~の【B-1 新規開業特例】の適用が可能です。

適用条件

合併後の法人における2021年の対象月の月間事業収入が、合併前の各法人における基準年の同月の月間事業収入の合計と比べて50%以上減少している。

給付額の算定式

 $S = A - B \times 3$

S:給付額(上限60万円)

A: 合併前の各法人の基準期間の事業収入の合計

B: 合併後の法人の対象月の月間事業収入

証拠書類等

■ 合併前の各法人に係るもの(合併前の各法人分を提出して〈ださい)

2019年1月から同年3月まで及び2020年1月から同年3月までをその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え(P.17~)

■ 合併後の法人に係るの

対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳等(P.19)

法人名義の振込先口座の通帳の写し(P.21)

宣誓·同意書 (P.22)

取引先情報一覧 (P.23)

申請者の履歴事項全部証明書(P.35)

(合併の年月日が事業収入を比較する2つの月の間であること)

算定例

算定例)2021年1月にX社とY社が合併してZ社となった場合(基準年は2020年とする場合)



A: X社とY社の2020年の1月から3月までの事業収入の合計 = (30+30+30) + (30+30+30) = 180万円

B: 2021年の2月の月間事業収入: 20万円

X社とY社の2020年2月の月間事業収入の合計60万円に対して、2021年2月の月間事業収入が20万円であり、2020年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

S:180万円 - 20万円×3 = 120万円 > 60万円(上限額)

→ 給付額60万円

B-3 合併特例 (合併した法人)

履歴事項全部証明書

• 合併年月日が2021年1月以降であること、かつ事業収入を比較する2つの月の間であること。 申請時から3ヶ月以内に発行されたものに限ります。

発行年月日が記載されたページを含む全ページを提出してください。

履歴事項全部証明書は法務局のHPからの申し込みにより、オンラインでの請求が可能です。

会社法人等番号〇〇	(会社 >>>->>->>>
前号	株式会社●●●●●
	株式会社000000000000000000000000000000000000
本店	
公告をする方法	000000
会社成立の年月日	◆和○○年○○月○○日
目的	1.000
発行可能株式総数	0000#
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行可能株式の総数 □□株
資本金の額	金□□□□ガ円
株式の譲渡制限に 関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認をうけなければならない
役員に関する事項	五元総役●●●●● ○○県○○市○○町○○○
吸収合併	株式の総分●●●●●
登記変更に関する 事項	砂立 会和口口年口口月口口目

合併年月日が 2021**年1月以降で、** 事業収入を比較する 2**つの月の間**であること。

B-4 連結納税特例 (連結納税している法人)

連結納税している法人は、個別法人ごとに給付要件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

給付額の算定式

 $S = A - B \times 3$

S:給付額(上限60万円) A:基準期間の事業収入 B:対象月の月間事業収入

証拠書類等

2019年1月から同年3月まで及び2020年1月から同年3月までをその期間内に含む全ての事業年度の 連結法人税の個別帰属額等の届出書と法人事業概況説明書の控え(P.17~)

対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳等(P.19)

申請者の履歴事項全部証明書(P.20)

法人名義の振込先口座の通帳の写し(P.21)

宣誓·同意書 (P.22)

取引先情報一覧 (P.23)

算定例

算定例)親会社Xが子会社A~Dの4社を連結納税している場合



資本金が 給付要件外



子会社A

- 資本金15億円
- •前年同月比50%以上減

売上減少が 給付要件外



子会社B

- 資本金1億円
- •前年同月比 30%減

申請可能



子会社C

- 資本金1億円
- •前年同月比50%以上減

申請可能



子会社D

- 資本金1千万円
- •前年同月比50%以上減
- 子会社Aと子会社Bは給付要件を満たしていないので、申請はできません。
- 子会社Cと子会社Dはそれぞれ給付要件を満たすので、C社とD社はそれぞれ必要な証拠書類を提出し、 申請を行うことができます。

B-5 **罹災特例**(罹災の影響を受けた法人)

2018年又は2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等を有する場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

適用条件

2021年の対象月の月間事業収入が、**罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の同月の**月間事業収入と比べて50%以上減少している。

給付額の算定式

 $S = A - B \times 3$

S:給付額(上限60万円)

A: **罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年**の1月から3月までの期間の事業収入合計

B:対象月の月間事業収入

証拠書類等

2020年1月から同年3月までの期間及び罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年 の1月から同年3月までの期間の属する全ての事業年度に係る確定申告書別表一の控え及び法人事業概 況説明書の控え(P.17~)

対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳等(P.19)

申請者の履歴事項全部証明書(P.20)

法人名義の振込先口座の通帳の写し(P.21)

宣誓·同意書 (P.22)

取引先情報一覧 (P.23)

罹災証明書等 (P.39)

B-5 **罹災特例**(罹災の影響を受けた法人)

給付額の算定例(罹災日の属する年の前年の事業収入を給付額の算定に用いる場合)

算定例)2019年1月に罹災し、2018年の1月から3月までの事業収入を用いる場合

					2017年						2018年	
2017年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	50	50	50	50	50	50	50	50	50	60	50	40
					2018年						2019年	
2018年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	50	50	50	50	50	50	50	50	50	10	10	10
					2019年						2020年	
2019年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	10	10	10	10	10	10	10	10	10	30	30	30
					2020年						2021年	
2020年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	10	10	10	10	10	10	10	10	10	20	40	40

罹災日の属する年の前年である2018年の1月から3月までの月間事業収入を給付額算定に用いる。

A: 2018年の1月から3月までの事業収入 = 60+50+40 = 150万円

B:対象月の月間事業収入=20万円

2018年1月の月間事業収入60万円に対して、2021年1月の月間事業収入が20万円であり、2018年比で50%以上減少しているため給付対象となります。

S:150万円 - 20万円×3 = 90万円 > 60万円(上限額)

→ 給付額60万円

B-5 罹災特例 (罹災の影響を受けた法人)

罹災証明書等

2018年又は2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等を提出してください。

罹災証明書等は発行する地域によって名称が異なる場合があるため、同義の書類であれば証拠書類等として 認められます。

	4	А	日の		による
	年	Я	日の		による
	年	Я	日の		による
	年	A	日の		543
	年	A	日の		による
口全壤	口大規	漢半糖	口半塘	口準半線	口準半壊に至らない (一部損壊)
が生活の	D本拠とし を接金や9	で日常(的に使用I 法による	していることを 住宅の応急が	をいう。)のために使用し 修理等の対象となる住場
いことを	証明し	ます。			
	が生活の	が生活の本拠とし 古再建支援金や9	が生活の本拠として日常に 否再建支援金や災害教助	が生活の本拠として日常的に使用 活再建支援金や災害教助法による いことを証明します。	□全壊 □大規模半壊 □半壊 □準半壊 が生活の本拠として日常的に使用していることが 古再建支援金や災害教助法による住宅の応急が いことを証明します。 ○○市町村

申請時点では法人であるが、事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化したため、証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

「2020年以前に法人化した法人」及び「法人化前の個人事業者の時に既に一時支援金の給付を受けている法人」はこの特例は適用できません。ただし、2019年1月から2020年12月までの間に法人化した場合は、P.29~の【B-1 新規開業特例】の適用が可能です。

適用条件

法人化後の法人における2021年の対象月の月間事業収入が、法人化前の個人事業者における基準年の同月の事業収入と比べて50%以上減少している。

給付額の算定式

 $S = A - B \times 3$

S:給付額()

A: 法人化前の個人事業者における基準期間の事業収入

B: 法人化後の法人における対象月における月間事業収入

法人の設立年月日が2021年2月1日までの場合は、上限60万円 法人の設立年月日が2021年2月2日以降の場合は、上限30万円

証拠書類等

■ 法人化前の個人事業者に係るもの

2019年分及び2020年分の確定申告書第一表の控え

(個人事業者の確定申告書類の内容については、「個人事業者等向け」一時支援金申請要領を参照〈ださい)

- ▶ 青色申告の場合:確定申告書第一表の控え、所得税青色申告決算書の控え
- ▶ 白色申告の場合:確定申告書第一表の控え

確定申告書第一表には収受日付印が押印(e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知(メール詳細)」を添付すること。

■ 法人化後の法人に係るもの

対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳等(P.19)

法人名義の振込先口座の通帳の写し(P.21)

宣誓·同意書(P.22)

取引先情報一覧 (P.23)

申請者の履歴事項全部証明書(P.42)

(法人の設立年月日が2021年1月以降であり、かつ事業収入を比較する2つの月の間であること)

以下のいずれかの書類

1. 法人設立届出書 (P.43参照)

(「設立の形態」欄において、「1 個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択していること)

2. 個人事業の開業·廃業等届出書(P.44参照)

(「**廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄**に記載があり、 その**法人名・代表者名が申請内容と一致**していること)

給付額の算定例(給付額の上限額が60万円の場合)

算定例1)2021年1月15日に法人化し、基準年を2019年とした場合 (個人事業者であった際は白色申告をしていたとする)

2010年	1月から3月までの事業収入の合計			年間の事業収入の合計
2019年	18	$30 (=720 \div 12)$	×3)	720
2020年	1月から	3月までの事業収	八の合計	年間の事業収入の合計
2020#	90 (=360÷12×3)			360
2021年	1月	2月	3月	
2021年	40	20	40	

A: 2019年の1月から3月までの事業収入 = 180万円

B: 2021年2月の月間事業収入 = 20万円

法人化前の個人事業者における2019年の月平均の事業収入が60万円(720万円÷12)、法人化後の法人における2021年2月の月間事業収入が20万円であり、2019年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

S: 180万円 - 20万円×3 = 120万円 > 60万円(上限額)

→ 給付額60万円

法人の設立年月日が2021年2月1日までのため、給付額の上限額は60万円となる。

給付額の算定例 (給付額の上限額が30万円の場合)

算定例1)2021年2月15日に法人化し、基準年を2019年とした場合 (個人事業者であった際は白色申告をしていたとする)

2019年	1月から3月までの事業収入の合計			年間の事業収入の合計
	180 (=720÷12×3)			720
2020年	1月から3月までの事業収入の合計			年間の事業収入の合計
2020年	90 (= 360 ÷ 12 × 3)			360
2021年	1月	2月	3月	
2021年	40	40	20	

A: 2019年の1月から3月までの事業収入 = 180万円

B: 2021年3月の月間事業収入 = 20万円

法人化前の個人事業者における2019年の月平均の事業収入が60万円(720万円÷12)、法人化後の法人における2021年3月の月間事業収入が20万円であり、2019年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

 $S:180万円 - 20万円 \times 3 = 120万円 > 30万円(上限額)$

→ 給付額30万円

法人の設立年月日が2021年2月2日以降のため、給付額の上限額は30万円となる。

履歴事項全部証明書

• 法人の設立年月日が2021年1月以降であること、かつ事業収入を比較する2つの月の間であること。 申請時から3ヶ月以内に発行されたものに限ります。

発行年月日が記載されたページを含む全ページを提出してください。

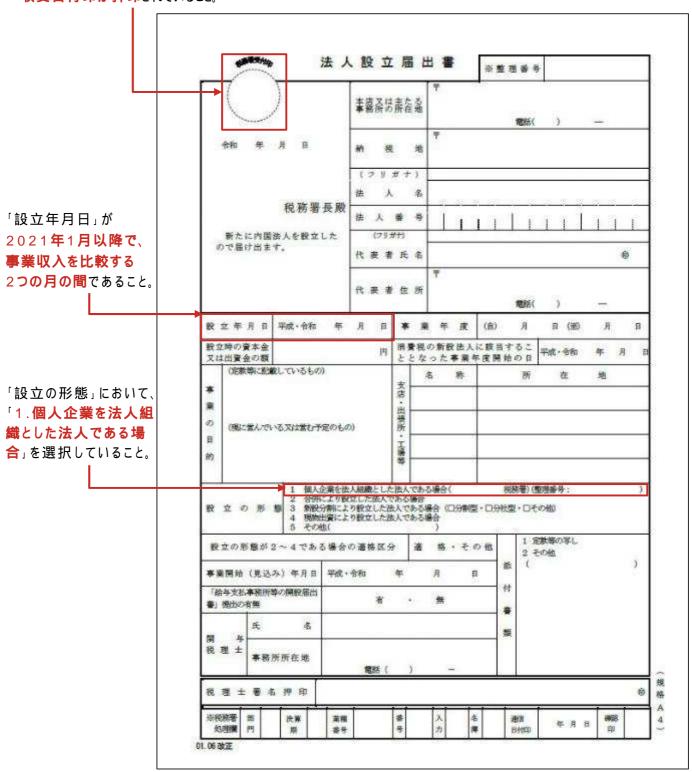
履歴事項全部証明書は法務局のHPからの申し込みにより、オンラインでの請求が可能です。

「会社成立の)年月日↓が		#T0000	全部証明書			
2021 年 1 月		하号	株式会社●●●●●				
事業収入を	北較する		株式会社〇〇〇〇〇	令和□□年□□月□□日変更 令和□□年□□月□□日登記			
2 つの月の間 ・	であること。	本店	00県00市00町000	0			
		公告をする方法	00000				
		会社成立の年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日				
		目的	1,000 2,000				
		発行可能株式総数	DDOD株				
		発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行可能株式の総数 □□株				
		資本金の額	金□□□□ガ円				
		株式の譲渡制限に 関する規定					
		役員に関する事項	取締役●●●●●				
		0.341-10.3 0-91-51	□ 素□□市□□町□□□□ 代表取辞授●●●●●				
		登記変更に関する 事項	設立 令和□○年□□月□□	役立 令和□□年□□月□□日			
		(●●技務局●● 令和□□年□□)	支局管轄⟩ 月□□日	事項の全部であることを証明した書面である。 勝局登記官 ・●● E□			

法人設立届出書

「設立の形態」欄において、「1 個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択していること。
 収受日付印が押印(e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知(メール詳細)」を添付すること。

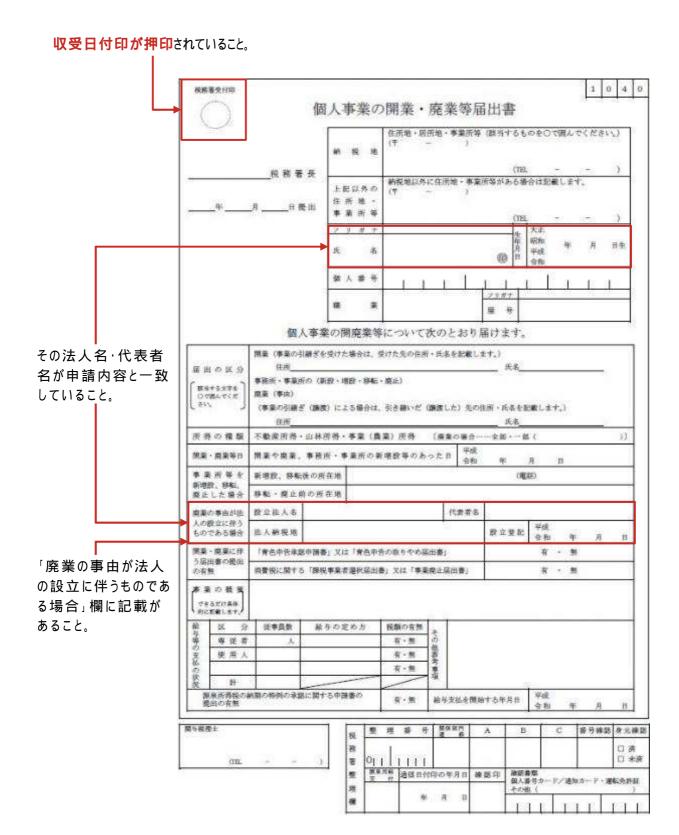
収受日付印が押印されていること。



個人事業の開業・廃業等届出書

「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること。

収受日付印が押印(e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知(メール詳細)」を添付すること。



特定非営利活動法人(NPO法人)及び公益法人等(法人税法別表第二に掲げる公益法人等に該当する法人)である場合、証拠書類等の特例並びに給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

本特例を用いる場合には、給付までに通常よりも時間を要する場合があります。

適用条件

2021年の対象月の月間事業収入が、基準年の同月の月間事業収入と比べて50%以上減少している。

月次の事業収入を確認できない場合は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化する前の事業年度(対象月の属する事業年度の1事業年度前又は2事業年度前から選択。以下「基準年度」という。)の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入とを比較することとする。

2019年1月から2020年12月までの間に公益法人等を設立した[特定非営利活動法人の設立の認証を受けた]場合であって、公益法人等を設立した[特定非営利活動法人の設立の認証を受けた]事業年度を基準年度とする場合には、基準年の年間事業収入を基準年の設立後月数(公益法人等を設立した[特定非営利活動法人の設立の認証を受けた]日の属する月から同年12月までの月数とし、公益法人等を設立した[特定非営利活動法人の設立の認証を受けた]日の属する月も、運営日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。)で除して得た額と対象月の月間事業収入とを比較することとする。

給付額の算定式

 $S = A - B \times 3$

S:給付額(上限60万円)

A:基準期間の事業収入の合計()

B:対象月の月間事業収入

証拠書類等で提出されるもので月次の収入を確認できる場合、基準期間の事業収入の合計を用いる。

証拠書類等 で提出されるもので月次の収入を確認できない場合は、対象月の属する事業年度の1事業年度前又は2事業年度前の年間事業収入を4で割って算出した額を用いる。

2019年1月から2020年12月までの間に公益法人等を設立した[特定非営利活動法人の設立の認証を受けた]場合であって、公益法人等を設立した[特定非営利活動法人の設立の認証を受けた]事業年度を基準年度とする場合は、基準年の年間事業収入を基準年の設立後月数(公益法人等を設立した[特定非営利活動法人の設立の認証を受けた]日の属する月から同年12月までの月数とし、公益法人等を設立した[特定非営利活動法人の設立の認証を受けた]日の属する月も、運営日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。)で除して得た額に3を乗じて得た額を用いる。

B-7 NPO法人·公益法人等特例 (通常の場合)

B-7-1 (**通常の場合**)

A及びBの収入については、**寄附金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益に当たる金額を除き**、法人の事業活動によって得られた収入(国及び地方公共団体からの受託事業による収入や会費収入を含む。)のみを対象とする。

証拠書類等

2019年1月から同年3月まで及び2020年1月から同年3月までをその期間内に含む全ての事業年度の年間事業収入が確認できるもの(以下を参照)

ただし、当該事業年度の年間事業収入が確認できるものを提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、当該事業年度の1事業年度前の年間事業収入が確認できるもので代替することを認め、又は、当該事業年度の年間事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもので代替することを認める。

対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳等 (P.19)

申請者の履歴事項全部証明書(P.20)

ただし、提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることが確認できる書類等で代替することを認める。

法人名義の振込先口座の通帳の写し(P.21)

宣誓·同意書(P.22)

取引先情報一覧 (P.23)

■ 年間事業収入が確認できる書類の例

法人種別	年間収入の計算書類等
特定非営利活動法人	活動計算書
学校法人	事業活動収支計算書
社会福祉法人	事業活動計算書
公益財団法人·公益社団法人	正味財産増減計算書

B-7 NPO法人・公益法人等特例 とするNPO法人の場合)

B-7-2 (寄附金等を主な収入源とするNPO法人の場合)

- 「B-7-2」を用いた申請の場合、「B-7-1」を用いた申請よりも給付までに 時間を要する場合があります。
- 「B-7-1」で給付申請額が上限60万円に達する場合は、「B-7-1」での申請をお勧めいたします。

以下の要件を満たす特定非営利活動法人は、受取寄附金、受取助成金・補助金(国・地方公共団体からの助成金・補助金については、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに限る。)も含めることができる。

要件1

寄附金等(受取寄附金、受取助成金・補助金、会費収入の合計。以下同じ。)が事業活動と密接に関連しており、 当該法人の基準年度の寄附金等の額を経常収益の額で除した割合(1)が50%以上であること。

(1)2019年1月から2020年12月までの間に設立の認証を受けた法人が、設立当初の事業年度を基準年度とする場合であって、設立当初の事業年度の活動計算書がある場合は、当該活動計算書における、寄附金等の額を経常収益の額で除した割合、設立当初の事業年度の活動計算書がない場合は、)認証申請時に所轄庁に提出した活動予算書のうちいずれかの事業年度における、寄附金等の額を経常収益の額で除して得た割合、及び、)認証を受けた月から申請を行う日の属する月の前月までの、寄附金等の額を経常収益の額で除して得た割合による。

要件2

対象月において、緊急事態宣言影響により、**基準年度の同月と比べて、寄附金等及び事業収益の合計額**(以下「**特定事業収入」という。**)(2)**が**50%**以上減少していること**。

(2)2019年1月から2020年12月までの間に設立の認証を受けた法人が、設立当初の事業年度を基準年度とする場合、認証を受けた月から同年12月までの月平均(認証を受けた日の属する月も、運営日数にかかわらず1ヶ月とみなす。)の特定事業収入による。

要件3

対象月において、以下のいずれかに該当すること。

- i. 緊急事態宣言影響により、事業費支出(経常費用のうち、事業を行うために直接要する費用であり、管理費に 該当しないもの)**が基準年度同月比で減少していること**。
- ii. 上記に該当しない場合であって、事業の性質上、緊急事態宣言影響により、事業費支出を増加させる必要がある等の特別の事情が認められること(申請時に理由を選択肢の中から選択してください。)。
- (3)2019年1月から2020年12月までの間に設立の認証を受けた法人が、設立当初の事業年度を基準年度とする場合、認証を受けた月から同年12月までの月平均(認証を受けた日の属する月も、運営日数にかかわらず1ヶ月とみなす。)の事業費支出額による。

要件4

特定非営利活動促進法における特定非営利活動に係る事業について、基準年度における活動実績があること。

(4)2019年1月から2020年12月までの間に設立の認証を受けた法人が、設立当初の事業年度を基準年度とする場合であって、設立当初の事業年度の事業報告書がある場合は、当該事業報告書のうち「事業の実施に関する事項」の写し、設立当初の事業年度の事業報告書がない場合は、)設立当初年度の事業計画書、及び、)認証を受けた月から申請を行う日の属する月の前月までの活動状況が確認できる書類による。

B-7 NPO法人・公益法人等特例 とするNPO法人の場合)

証拠書類等

2019年1月から同年3月まで及び2020年1月から同年3月までをその期間内に含む全ての事業年度の活動計算書(P.46)

ただし、当該事業年度の年間事業収入が確認できるものを提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、当該事業年度の1事業年度前の年間事業収入が確認できるもので代替することを認め、又は、当該事業年度の年間事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもので代替することを認める。

対象月の月間収入が確認できる売上台帳等(P.19)

申請者の履歴事項全部証明書及び根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることが確認できる書類等(履歴事項全部証明書についてはP.20を参照)

法人名義の振込先口座の通帳の写し(P.21)

宣誓·同意書(P.22)

取引先情報一覧 (P.23)

申込フォーム(一時支援金HP https://ichijishienkin.go.jp/ からダウンロードしてください。)

2019年1月から2020年12月までの間に設立の認証を受けた特定非営利活動法人が、設立当初の事業年度を基準年度とする場合には、「2019年・2020年認証特例」用の申込フォームに記載して〈ださい。

申込フォームを提出する際は、Excel形式にて提出してください。

基準年度の受取助成金・補助金(*1)の一覧(*2)及びそれぞれの額の確定通知書の写し (確定通知書がない場合、交付決定通知書の写し。)

- *1:国·地方公共団体からの助成金·補助金については、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに限ります。
- *2:申込フォームの「補助金入力シート」に記載して〈ださい。

対象月及び基準年度の同月の月間事業費支出額が確認できるもの

基準年度の事業報告書のうち「事業の実施に関する事項」の写し

(補足)2019年1月から2020年12月までの間に設立の認証を受けた法人の場合であって、設立の認証を 受けた事業年度を基準年度とする場合の証拠書類について

の証拠書類

- 1. 設立当初の事業年度の活動計算書がある場合は、「設立当初の事業年度の活動計算書」を提出してください。
- 2. 設立当初の事業年度の活動計算書がない場合は、
 - i. 「認証申請時に所轄庁に提出した活動予算書」

及び

ii. 「<mark>認証を受けた月から申請を行う日の属する月の前月までの寄附金等の額が確認できる書類(任意書式)</mark>」を提出して〈ださい。

の証拠書類

- 1. 設立当初の事業年度の事業報告書がある場合は、「設立当初の事業年度の事業報告書のうち「事業の実施に関する事項」の写し」を提出してください。
- 2. 設立当初の事業年度の事業報告書がない場合は、
 - i. 「設立当初年度の事業計画書」

及び

ii.「**認証を受けた月から申請を行う日の属する月の前月までの活動状況が確認できる書類(任意書式)**」を提出して〈ださい。

B-7 NPO法人・公益法人等特例 とするNPO法人の場合)

(補足) 寄附金等に含めることができる受取助成金・補助金の範囲

- 寄附金等に含めることができる受取助成金・補助金
 - ✓ 民間からの助成金等
 - √「国・地方公共団体からの」助成金・補助金のうち、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するもの 「国・地方公共団体からの」助成金・補助金

名称のいかんにかかわらず、国・地方公共団体の予算に基づき交付を受けた助成金、補助金のことで、補助金等 適正化法を準用することが定められている以下の独立行政法人等から交付を受けたものも含みます。

日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立 「行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新 」エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独 」立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行 」政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

■ 対象外となる「国・地方公共団体からの」助成金・補助金の例

「国・地方公共団体からの」助成金・補助金のうち、以下のような、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに該当しない国・地方公共団体からの助成金・補助金を含めることはできません。

- ✓ 施設整備やIT化などの設備投資等にかかるもの
 例)ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、IT導入補助金等
- ✓ 雇用の維持や人材の育成等にかかるもの
 例)雇用調整助成金、キャリアアップ助成金、人材開発支援助成金等
- ✓ 研究開発等にかかるもの

法人税法別表第二に掲げる公益法人等に該当する法人は、下表の通りです。

NO 名称		祝法別表第―に掲げる公益法人寺に該当9 	
2 公益社団法人 非当利型法人に該当するものに限る。 3 一般村団法人 非当利型法人に該当するものに限る。 4 一般社団法人 非当利型法人に該当するものに限る。 5 学校法人 知立学校法(の田二十四年法律第二百七十号)第六十四条第四項 (等修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。 6 社会福祉法人 医療法人 7 医療法人 (社会医療法人 に規定する社会医療法人に限る。 8 資金業協会 企業年金基金 10 企業年金基金会 企業年金基金会会 11 危険物保安技術協会 行政書士会 12 行政書士会 漁業共済組合連合会 16 漁船保険組合 漁業共済組合 17 漁船保険中央会 動労者財産形成基金 19 軽自動車検査協会 健康保険組合 20 健康保険組合 健康保険組合 21 健康保険組合 企業企業会会 22 原子力発電環境整備世辺今ー 定年金基金 23 高圧打久保安協会 工域臨海環境整備センター 24 広域臨海環境整備 国家公務員共済組合 29 国家公務員共済組合 国家公務員共済組合 29 国民健康保険団体連合会 国民健康保険団体連合会 31 国民律金基金 国民企基金会会 34 市街地再開発組合 自転車競技会 35 自年車前技会 市街地再開発組合 36 日本車競技会 市街地再開発組合 36 日本市地共会 日本市地共会 37 日本市地共会 日本市・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・	NO	名称	備考
3 一般財団法人 非営利型法人に該当するものに限る。 4 一般社団法人 非営利型法人に該当するものに限る。 5 学校法人 知立学校法(昭和二十四年法律第三百七十号)第六十四条第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。 6 社会福祉法人 医療法 (昭和二十三年法律第二百五号 第四十二条の二第一項(社会医療法人)に規定する社会医療法人に限る。 8 資金業協会 企業年金基金 10 企業年金連合会 企業年金連合会 6 於物保安技術協会 行業計会 11 危険物保安技術協会 行業計算組合連合会 13 漁業共済組合 漁業共済組合連合会 14 漁業共済組合 漁船保険中央会 15 漁船保険自央会会 企業保険組合 16 漁船保険中央会 企業保険組合 17 漁船保険中央会 企業の計算財産形成基金 19 軽し動車検査協会 企業保険組合 20 健康保険組合 企業保護機構 21 使康保険組合 企業の表会 22 原子力発電環境整備機構 原工力保安協会 24 広域臨海環境整備機構 原工力保安協会 25 厚生年金基金 国家公務員共済組合 29 国家公務員共済組合 国国保健康保険団体連合会 30 国民健康保険組合 国民任金基金 31 国民年金基金 国民年金基金 32 国民年金基金 市街地再開発組合 35 自転車競技会 中市市市市市財務組合	1	公益財団法人	
4 一般社団法人 非営利型法人に該当するものに限る。 5 学校法人 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第六十四条第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。 6 社会福祉法人 医療法人 7 医療法人 医療法人の発療法人に限る。 8 貸金業協会 企業年金基金 10 企業年金連合会 (社会医療法人に限る。 11 危険物保安技術協会 行政書土会 12 行政書土会 漁業共済組合連合会 13 漁業共済組合 漁業共済組合 14 漁業共済組合 漁業は信用基金協会 16 漁船保険中央会 動労者財産形成基金 19 軽自動車検査協会 健康保険組合 20 健康保険組合 健康保険組合 21 健康保険組合 健康保険組合 22 原子力発電環境整備機構 第正ガス保安協会 24 広域臨海環境整備でソター 厚生年金基金 26 更生保護法人 「如船舶検査機構 28 国家公務員共済組合 国家公務員共済組合 29 国家公務員共済組合 国民任金基金 30 国民健康保険団体連合会 国民年金基金 31 国民年金基金連合会 市街地再開発組合 33 国民年金基金連合会 市街地再開発組合 34 市街地再開発組合 自転車競技会	2	公益社団法人	
5 学校法人 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第六十四条第四項(専停学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。 6 社会福祉法人 医療法 Q銀和二十三年法律第二百五号 第四十二条の二第一項(社会医療法人)工規定する社会医療法人に限る。 7 医療法人 (社会医療法人)工規定する社会医療法人に限る。 8 資金業協会 企業年金基金 10 企業年金連合会 (社会医療法人)工規定する社会医療法人に限る。 11 危険物保安技術協会 (社会医療法人)工規定する社会医療法人に限る。 12 行政書士会 (社会医療法人)工規定する社会医療法人に限る。 13 漁業共済組合連合会 (主席日本金庫会) 14 漁業共済組合連合会 (主席経験保険組合) 15 漁業信用基金協会 (主席日本金庫会) 16 漁船保険由会 (主席日本金庫会) 17 漁業日本会議会 (主席日本会) 19 軽助事業組合連合会 (主席日本会) 20 健康保険組合 (主席日本会基金) 21 保護法人人 (中の組合会) 22 国家公務員共済組合連合会 (国民年金基金) 23 国民年金基金 (国民年金基金連合会) 34 市街地再開発組合 (自転車能技会) 35 自転車能技会 (主席日本会社会)	3	一般財団法人	100
5 字校法人 四頃(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。 6 社会福祉法人 医療法人 医療法 昭和二十三年法律第二百五号 第四十二条の二第一項(社会医療法人に現る。 8 貸金業協会 9 企業年金基金 (社会医療法人に現る。 10 企業年金基金 10 企業年金基合会 11 危険物保安技術協会 11 危険物保安技術協会 12 行政書土会 13 漁業共済組合連合会 15 漁業信用基金協会 16 漁船保険組合 16 漁船保険組合 17 漁船保険組合 17 漁船保険組合 20 健康保険組合 20 健康保険組合 21 健康保険組合 21 健康保険組金 22 原子力発電環境整備機構 22 原子力発電環境整備センター 25 厚生保金基金 24 広域臨海環境整備センター 25 厚生保金基金 25 厚生保護法人 7 小型船舶検査機構 28 国家公務員共済組合 29 国家公務員共済組合 31 国民健康保険組合 31 国民健康保険租金 32 国民年金基金 23 国民年金基金 33 国民年金基金 13 国民年金基金連合会 34 市街地再開発組合 13 由車競技会	4	一般社団法人	
医療法人	5	学校法人	
7 医療法人 (社会医療法人) に規定する社会医療法人に限る。 8 貸金業協会 9 企業年金基金 10 企業年金連合会 企業年金連合会 11 危険物保安技術協会 12 行政書土会 12 行政書土会 13 漁業共済組合連合会 13 漁業共済組合連合会 漁業信用基金協会 16 漁船保険申央会 18 勤労者財産形成基金 19 軽自動車検査協会 健康保険組合 20 健康保険組合 21 健康保険組合連合会会 21 健康保険組合連合会 22 原子力発電環境整備機構 23 高圧力ス保安協会 24 広域臨海環境整備センター 25 厚生年金基金 26 更生保護法人 27 小型船舶検査機構 28 国家公務員共済組合連合会 30 国民健康保険組合 30 国民健康保険組合 31 国民健康保険団体連合会 31 国民健康保険団体連合会 32 国民年金基金連合会 33 国民年金基金連合会 33 国民年金基金連合会 1 市街地再開発組合 35 自転車競技会	6	社会福祉法人	
9 企業年金基金 10 企業年金連合会 11 危険物保安技術協会 12 行政書土会 13 漁業共済組合 14 漁業共済組合連合会 15 漁業信用基金協会 16 漁船保険和会 17 漁船保険中央会 18 勤労者財産形成基金 19 軽自動車検査協会 20 健康保険組合 20 健康保険組合 21 健康保険組合 21 健康保険組合 22 原子力発電環境整備機構 23 高圧ガス保安協会 24 広域臨海環境整備世ンター 25 厚生年金基金 26 更生保護法人 小型船舶検査機構 28 国家公務員共済組合 29 国家公務員共済組合 29 国家公務員共済組合 29 国家公務員共済組合 31 国民健康保険組合	7	医療法人	
10 企業年金連合会 11 危険物保安技術協会 12 行政書士会 13 漁業共済組合 14 漁業共済組合連合会 15 漁業信用基金協会 16 漁船保険組合 17 漁船保険中央会 18 勤労者財産形成基金 19 軽自動車検査協会 20 健康保険組合連合会 21 健康保険組合連合会 22 原子力発電環境整備機構 23 高圧ガス保安協会 24 広域臨海境整備センター 25 厚生年金基金 26 更生保護法人 27 小型船舶検査機構 28 国家公務員共済組合 29 国家公務員共済組合 29 国家公務員共済組合 29 国家公務員共済組合 31 国民健康保険団体連合会 31 国民健康保険団体連合会 32 国民年金基金 33 国民年金基金 33 国民年金基金 34 市街地再開発組合 35 自転車競技会	8	貸金業協会	
11 危険物保安技術協会 12 行政書士会 13 漁業共済組合 14 漁業共済組合連合会 15 漁業信用基金協会 16 漁船保険組合 17 漁船保険中央会 18 勤労者財産形成基金 19 軽自動車検査協会 20 健康保険組合 21 健康保険組合連合会 21 健康保険組合連合会 22 原子力発電環境整備センター 25 厚生年金基金 26 更生保護法人 27 小型船舶検査機構 28 国家公務員共済組合 29 国家公務員共済組合 29 国家公務員共済組合 31 国民健康保険組合 31 国民健康保険組合 31 国民健康保険付体連合会 32 国民年金基金 33 国民年金基金 33 国民年金基金 34 市街地再開発組合 35 自転車競技会	9	企業年金基金	
12 行政書士会 13 漁業共済組合 14 漁業共済組合連合会 15 漁業信用基金協会 16 漁船保険組合 17 漁船保険中央会 18 勤労者財産形成基金 19 軽自動車検査協会 20 健康保険組合 21 健康保険組合 21 健康保険組合 22 原子力発電環境整備機構 23 高圧力ス保安協会 24 広域臨海環境整備センター 25 厚生年金基金 26 更生保護法人 27 小型船舶検査機構 28 国家公務員共済組合連合会 30 国民健康保険組合 31 国民健康保険組合 31 国民健康保険回体連合会 32 国民年金基金 33 国民年金基金 34 市街地再開発組合 35 自転車競技会	10	企業年金連合会	
13 漁業共済組合 14 漁業共済組合連合会 15 漁業信用基金協会 16 漁船保険組合 17 漁船保険中央会 18 勤労者財産形成基金 19 軽自動車検査協会 20 健康保険組合 21 健康保険組合 21 健康保険組合連合会 22 原子力発電環境整備機構 23 高圧ガス保安協会 24 広域臨海環境整備センター 25 厚生年金基金 26 更生保護法人 27 小型船舶検査機構 28 国家公務員共済組合 29 国家公務員共済組合 29 国家公務員共済組合 31 国民健康保険組合 31 国民健康保険知体連合会 32 国民年金基金 33 国民年金基金 34 市街地再開発組合 35 自転車競技会	11	危険物保安技術協会	
14 漁業共済組合連合会 15 漁業信用基金協会 16 漁船保険組合 17 漁船保険中央会 18 勤労者財産形成基金 19 軽自動車検査協会 20 健康保険組合連合会 21 健康保険組合連合会 22 原子力発電環境整備機構 23 高圧ガス保安協会 24 広域臨海環境整備センター 25 厚生年金基金 26 更生保護法人 27 小型船舶検査機構 28 国家公務員共済組合 29 国家公務員共済組合 30 国民健康保険組合 31 国民健康保険団体連合会 32 国民年金基金 33 国民年金基金連合会 34 市街地再開発組合 35 自転車競技会	12	行政書士会	
15 漁業信用基金協会 16 漁船保険組合 17 漁船保険中央会 18 勤労者財産形成基金 19 軽自動車検査協会 20 健康保険組合 21 健康保険組合連合会 21 原子力発電環境整備機構 23 高圧ガス保安協会 24 広域臨海環境整備センター 25 厚生年金基金 26 更生保護法人 27 小型船舶検査機構 28 国家公務員共済組合 29 国家公務員共済組合 29 国家公務員共済組合 31 国民健康保険組合 31 国民健康保険組合 31 国民健康保険知合 32 国民年金基金 33 国民年金基金 34 市街地再開発組合 35 自転車競技会	13	漁業共済組合	
16 漁船保険組合 17 漁船保険中央会 18 勤労者財産形成基金 19 軽自動車検査協会 20 健康保険組合 21 健康保険組合連合会 22 原子力発電環境整備機構 23 高圧ガス保安協会 24 広域臨海環境整備センター 25 厚生年金基金 26 更生保護法人 27 小型船舶検査機構 28 国家公務員共済組合 29 国家公務員共済組合 29 国家公務員共済組合 31 国民健康保険組合連合会 31 国民健康保険組合連合会 32 国民年金基金 33 国民年金基金 34 市街地再開発組合 35 自転車競技会	14	漁業共済組合連合会	
17 漁船保険中央会 18 勤労者財産形成基金 19 軽自動車検査協会 20 健康保険組合 21 健康保険組合連合会 22 原子力発電環境整備機構 23 高圧ガス保安協会 24 広域臨海環境整備センター 25 厚生年金基金 26 更生保護法人 27 小型船舶検査機構 28 国家公務員共済組合 29 国家公務員共済組合 29 国家公務員共済組合 30 国民健康保険組合 31 国民健康保険団体連合会 32 国民年金基金 33 国民年金基金連合会 34 市街地再開発組合 35 自転車競技会	15	漁業信用基金協会	
18 勤労者財産形成基金 19 軽自動車検査協会 20 健康保険組合 21 健康保険組合連合会 22 原子力発電環境整備機構 23 高圧ガス保安協会 24 広域臨海環境整備センター 25 厚生年金基金 26 更生保護法人 27 小型船舶検査機構 28 国家公務員共済組合 29 国家公務員共済組合 30 国民健康保険組合 31 国民健康保険団体連合会 32 国民年金基金 33 国民年金基金連合会 34 市街地再開発組合 35 自転車競技会	16	漁船保険組合	
19 軽自動車検査協会 20 健康保険組合 21 健康保険組合連合会 22 原子力発電環境整備機構 23 高圧ガス保安協会 24 広域臨海環境整備センター 25 厚生年金基金 26 更生保護法人 27 小型船舶検査機構 28 国家公務員共済組合 29 国家公務員共済組合連合会 30 国民健康保険組合 31 国民健康保険団体連合会 32 国民年金基金 33 国民年金基金連合会 34 市街地再開発組合 35 自転車競技会	17	漁船保険中央会	
20 健康保険組合 21 健康保険組合連合会 22 原子力発電環境整備機構 23 高圧ガス保安協会 24 広域臨海環境整備センター 25 厚生年金基金 26 更生保護法人 27 小型船舶検査機構 28 国家公務員共済組合 29 国家公務員共済組合連合会 30 国民健康保険組合 31 国民健康保険団体連合会 32 国民年金基金 33 国民年金基金連合会 34 市街地再開発組合 35 自転車競技会	18	勤労者財産形成基金	
21 健康保険組合連合会 22 原子力発電環境整備機構 23 高圧ガス保安協会 24 広域臨海環境整備センター 25 厚生年金基金 26 更生保護法人 27 小型船舶検査機構 28 国家公務員共済組合 29 国家公務員共済組合 30 国民健康保険組合 31 国民健康保険団体連合会 32 国民年金基金 33 国民年金基金 34 市街地再開発組合 35 自転車競技会	19	軽自動車検査協会	
22 原子力発電環境整備機構 23 高圧ガス保安協会 24 広域臨海環境整備センター 25 厚生年金基金 26 更生保護法人 27 小型船舶検査機構 28 国家公務員共済組合 29 国家公務員共済組合連合会 30 国民健康保険組合 31 国民健康保険団体連合会 32 国民年金基金 33 国民年金基金連合会 34 市街地再開発組合 35 自転車競技会	20	健康保険組合	
23 高圧ガス保安協会 24 広域臨海環境整備センター 25 厚生年金基金 26 更生保護法人 27 小型船舶検査機構 28 国家公務員共済組合 29 国家公務員共済組合 29 国家公務員共済組合連合会 30 国民健康保険組合 31 国民健康保険団体連合会 32 国民年金基金 33 国民年金基金 34 市街地再開発組合 35 自転車競技会 10 10 10 10 10 10 10 1	21	健康保険組合連合会	
24 広域臨海環境整備センター 25 厚生年金基金 26 更生保護法人 27 小型船舶検査機構 28 国家公務員共済組合 29 国家公務員共済組合連合会 30 国民健康保険組合 31 国民健康保険団体連合会 32 国民年金基金 33 国民年金基金連合会 34 市街地再開発組合 35 自転車競技会	22	原子力発電環境整備機構	
25 厚生年金基金 26 更生保護法人 27 小型船舶検査機構 28 国家公務員共済組合 29 国家公務員共済組合連合会 30 国民健康保険組合 31 国民健康保険団体連合会 32 国民年金基金 33 国民年金基金連合会 34 市街地再開発組合 35 自転車競技会	23	高圧ガス保安協会	
26 更生保護法人 27 小型船舶検査機構 28 国家公務員共済組合 29 国家公務員共済組合連合会 30 国民健康保険組合 31 国民健康保険団体連合会 32 国民年金基金 33 国民年金基金連合会 34 市街地再開発組合 35 自転車競技会	24	広域臨海環境整備センター	
27 小型船舶検査機構 28 国家公務員共済組合 29 国家公務員共済組合連合会 30 国民健康保険組合 31 国民健康保険団体連合会 32 国民年金基金 33 国民年金基金連合会 34 市街地再開発組合 35 自転車競技会	25	厚生年金基金	
28 国家公務員共済組合 29 国家公務員共済組合連合会 30 国民健康保険組合 31 国民健康保険団体連合会 32 国民年金基金 33 国民年金基金連合会 34 市街地再開発組合 35 自転車競技会	26	更生保護法人	
29 国家公務員共済組合連合会 30 国民健康保険組合 31 国民健康保険団体連合会 32 国民年金基金 33 国民年金基金連合会 34 市街地再開発組合 35 自転車競技会	27	小型船舶検査機構	
30 国民健康保険組合 31 国民健康保険団体連合会 32 国民年金基金 33 国民年金基金連合会 34 市街地再開発組合 35 自転車競技会	28	国家公務員共済組合	
31 国民健康保険団体連合会 32 国民年金基金 33 国民年金基金連合会 34 市街地再開発組合 35 自転車競技会	29	国家公務員共済組合連合会	
32 国民年金基金 33 国民年金基金連合会 34 市街地再開発組合 35 自転車競技会	30	国民健康保険組合	
33 国民年金基金連合会 34 市街地再開発組合 35 自転車競技会	31	国民健康保険団体連合会	
34 市街地再開発組合 35 自転車競技会	32	国民年金基金	
35 自転車競技会	33	国民年金基金連合会	
	34	市街地再開発組合	
36 自動車安全運転センター	35	自転車競技会	
	36	自動車安全運転センター	

NO	名称	備考
37	司法書士会	
38	社会保険労務士会	
39	住宅街区整備組合	
40	酒造組合	
41	酒造組合中央会	
42	酒造組合連合会	
43	酒販組合	
44	酒販組合中央会	
45	酒販組合連合会	
46	商工会	
47	商工会議所	
48	商工会連合会	
49	商工組合	組合員に出資をさせないものに限る。
50	商工組合連合会	会員に出資をさせないものに限る。
51	商品先物取引協会	
52	消防団員等公務災害補償等共済基金	
53	職員団体等	法人であるものに限る。
54	職業訓練法人	
55	信用保証協会	
56	生活衛生同業組合	組合員に出資をさせないものに限る。
57	生活衛生同業組合連合会	会員に出資をさせないものに限る。
58	税理士会	
59	石炭鉱業年金基金	
60	船員災害防止協会	
61	全国健康保険協会	
62	全国市町村職員共済組合連合会	
63	全国社会保険労務士会連合会	
64	全国農業会議所	
65	損害保険料率算出団体	
66	地方議会議員共済会	
67	地方競馬全国協会	
68	地方公務員共済組合	
69	地方公務員共済組合連合会	
70	地方公務員災害補償基金	
71	中央職業能力開発協会	
72	中央労働災害防止協会	
73	中小企業団体中央会	
74	投資者保護基金	

NO	名称	
		別表第一に掲げるもの以外のもので、国又は地方公共団体以外の者に対し、
75	独立行政法人	利益又は剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないものとして 財務大臣が指定をしたものに限る。
76	土地改良事業団体連合会	
77	土地家屋調査士会	
78	都道府県職業能力開発協会	
79	都道府県農業会議	
80	日本行政書士会連合会	
81	日本勤労者住宅協会	
82	日本公認会計士協会	
83	日本司法書士会連合会	
84	日本商工会議所	
85	日本消防検定協会	
86	日本私立学校振興·共済事業団	
87	日本税理士会連合会	
88	日本赤十字社	
89	日本電気計器検定所	
90	日本土地家屋調査士会連合会	
91	日本弁護士連合会	
92	日本弁理士会	
93	日本水先人会連合会	
94	認可金融商品取引業協会	
95	農業共済組合	
96	農業共済組合連合会	
97	農業協同組合中央会	
98	農業協同組合連合会	医療法第三十一条(公的医療機関の定義)に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。
99	農業信用基金協会	
100	農水産業協同組合貯金保険機構	
101	負債整理組合	
102	弁護士会	
103	保険契約者保護機構	
104	水先人会	
105	輸出組合	組合員に出資をさせないものに限る。
106	輸入組合	組合員に出資をさせないものに限る。
107	預金保険機構	
108	労働組合	法人であるものに限る。
109	労働災害防止協会	

一時支援金申請の手続き

通常申請

1.申請の要件を確認する

2.申請する

申請特例

1.要件・証拠書類等を確認する

申請時の注意事項

申請時の注意事項

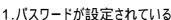
申請内容に不備がある場合は、不備修正を依頼します。 その際には、審査に時間を要するので、申請前に、「申請時の注意 事項」を参考に、申請内容が適切であるかをご確認ください。

給付要件を満たさないおそれがある場合は、追加証憑の提出を依頼し、さらに審査にお時間をいただく場合があります。

添付書類全般に係る不備

- 1. 添付ファイルにパスワードが設定されている
- 2. 画像がぼやけて情報が判読できない
- 3. 撮影時の角度により、必要な情報が撮影範囲から見切れている
- 4. 申請している法人とは別の法人等の書類が添付されている







2.ぼやけている



3.見切れている

確定申告書類等に係る不備

- 1. 確定申告書別表一ではなく、消費税の確定申告書が添付されている
- 2. 確定申告書別表一ではなく、地方税の第6号様式が添付されている
- 3. 該当する年度のものではない古い確定申告書が添付されている
- 4. 申請画面で入力した売上高と、法人事業概況説明書に記載されている売上高が異なる 売上高の差異が新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金や新型コロナウイルス感染症対策として 地方公共団体による営業時間短縮営業に伴い支払われる協力金などを除いたことによるものである場合を除く
- 5. 法人事業概況説明書の1枚目に売上高の記載がない
- 6. 法人事業概況説明書の2枚目に月別の売上高の記載がない
- 7. 収受日付印がない
- 8. e-Taxの受信通知 (メール詳細) の添付がない



7.参考: 収受日付印例



8.参考: e-Taxの受信通知(メール詳細)

以下の不備に注意し、ご申請ください。

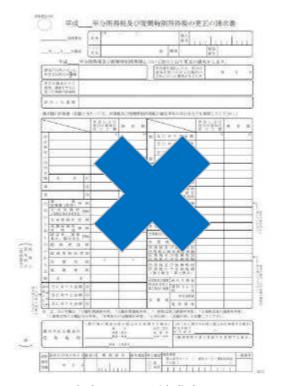
確定申告書類等に係る不備

9.申告内容の更正を請求している場合、更正の請求書ではなく更正通知書が必要になります

「更正通知書」は更生前・更生後の所得金額のみ記載されており、収入金額の把握ができないため、更正の請求を実施した際の計算元となった収入や経費を示す書類を追加で提出する必要があります



参考: 更正通知書



参考: 更正の請求書

以下の不備に注意し、ご申請ください。

売上台帳に係る不備

- 1. 売上台帳の売上と、対象月の売上が一致しない
- 2. 売上台帳の月と、対象月が一致しない
- 3. 売上台帳ではなく、勤務日報、通帳の入金記録、請求書等を添付している
- 4. 今年の対象月の台帳ではなく、昨年の売上台帳を添付している
- 5. 添付された売上台帳の月が対象期間外 (2021年1~3月ではない、申請日よりも未来の月など)

証拠書類として添付すべき売上台帳等について

基本的な事項(対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額等)が記載されている書類であれば、フォーマットの指定はありません。経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳などでも構いません。 添付するデータの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

売上台帳

抽出するデータが対象月の事業 収入であることを確認できるよう、 対象となる[売上月]を記載して〈 ださい。 2021年1月分

会社名:株式会社いちじしえん

日付	内容	金額
1/10	出張ケータリング	20,000
1/20	みかん 500個	10,000
1/30	さくらんぼ 3ケース	35,500
	合計金額	65,500
		<u> </u>

対象月の売上 額 (総額)を 記載して〈ださい。 対象月の売上 額が0円の場合 は、[0円]であ ることを明確に 記載して〈ださい。

以下の不備に注意し、ご申請ください。

銀行口座に係る不備

- 1. 通帳の表紙、1-2ページ目以外のページが添付されている
- 2. 普通·当座以外の口座が登録されている (貯蓄預金、通知預金、定期預金、融資返済専用口座:カードローン通帳の口座は受け付けられません)
- 3. 通帳の金融機関コードと登録された金融機関コードが一致しない (金融機関コードは銀行コードと表示されている場合もあります)
- 4. 通帳の支店コードと登録された支店コードが一致しない (支店コードは店舗コードと表示されている場合もあります)
- 5. 通帳の口座番号と登録された口座番号が一致しない (口座番号は7桁の半角数値です。7桁に満たない場合は、先頭に「0」を入力して〈ださい)
- 6. 通帳の口座名義と、登録された口座名義が異なる。 (例えば、法人格を省略、屋号を追加する、使用不可能な文字が利用されているなど)

口座を申請するときの注意事項

全般

金融機関の統合・合併等で古い通帳(口座情報)のままの申請、口座解約や口座が凍結されている等の場合、振込ができないことがございます。振込可能な通帳かどうか取り扱い金融機関にご確認の上、申請をお願いいたします。

ゆうちょ銀行の方

「記号・番号」ではな〈、銀行使用欄に記載の「店名・店番・預金種目・口座番号」を入力〈ださい。 不明な場合は、ゆうちょ銀行のホームページ等でご確認〈ださい。

ネット銀行の電子通帳の方

金融機関コード・支店コード・口座名義(カタカナ)を正しくご入力ください。

口座名義の入力

口座名義等に半角スペースがある場合は、半角スペースを忠実に入力ください。

例)誤:カブシキガイシヤイチジシエンキン 正:カブシキガイシヤ イチジシエンキン

小さい「ッ」や「ヨ」などは使用できません。大きい「ツ」「ヨ」などに置き換えてご入力ください。

例)誤: ニッポン 正: ニツポン

中黒点「・」は、ピリオド「.」又はスペースを使用してください。

例)誤: イチ・ニ・サン 正: イチ.ニ.サン 又は イチ ニ サン

カナ長音文字(-)は、半角ハイフン、マイナス(-)を使用してください。

例)誤: \-+== 正: \-+==

以下の不備に注意し、ご申請ください。

口座を申請するときの入力例

不備内容	×誤った 例	○正しい例
通帳に記載のない入力をしている	ICHIJISHIEN	イチ ジ シエン
名義の後に「サマ」を入力している	シンセイシ゛ロウ サマ	シンセイシ゛ロウ
法人略語の相違 口座名義(カナ)の記載の通り ご記入〈ださい	カフ゛シキカ゛イシヤ	ħ)
濁音で入力していない 口座名義(カナ)の記載の通り ご記入〈ださい	カフ゛シキカイシヤ	カフ゛シキカ゛イシヤ

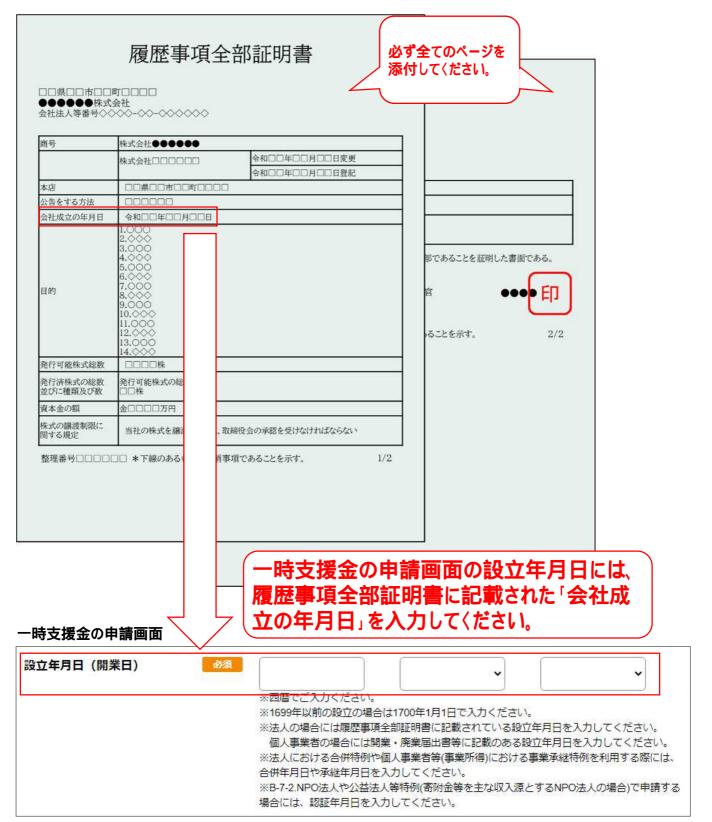
口座名義が不明な場合は、取り扱いの金融機関にお問い合わせください。

	利用可能文字			
数字	0123456789			
英字	ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ			
計文字	アイウエオ カキクケコ サシスセソ タチツテト ナニヌネノ ハヒフヘホ マミムメモ ヤユヨ ラリルレロ ワヲン			
濁点·半濁点	• •			
記号	¥ . () - / 「」スペース			

以下の不備に注意し、ご申請ください。

履歴事項全部証明書に係る不備

- 履歴事項全部証明書が複数ページ存在するにも関わらず、最初の1ページ目のみが添付され、発行年月日等を確認することができない。
- 履歴事項全部証明書に記載された設立年月日と一時支援金の申請画面で入力された設立年月日が一致しない。



以下の不備に注意し、ご申請ください。

宣誓・同意書に係る不備

- **給付規程で定める様式ではない**書類が提出される。
- 宣誓・同意書に記入された宣誓・同意日付が一時支援金の申請日付より後の日付になっている。

宣誓・同意日付が一時支援金の申請日付以前の日付となっている



宣誓・同意日付が一時支援金の申請日付より後の日付となっている



一時支援金に係る取引先情報一覧に係る不備

- 事務局が定める様式ではない書類が提出される。
- 「2. 申請者の該当区分(緊急事態宣言による影響について)」において、「(2) ~ の中からのみ選択した場合」ではないにも関わらず、「3. 取引先情報」が空欄のままである。

										年	я	
- 84 6	10.4	- W.E	ENG MS									
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,											
			の影響級和	に係る一	時支援全輪付	填程第7条9	B3 1988 1	号 (ロ) の	情報に	our,	以下の	23
提出し	# 1	۲.										
1. 中			-			1 1 1	1.1	-1				
法人		9		0 00	本店所在地	1	10.00	代表者	氏名			
								_				
鉄当 くださ 選択し (1)	する	5 期泊 (1 場合に 8 事態	事態宣言の (), (2) の((2) 次の3. (宣言*の発行	影響につ 両方の項目 の配入は (地域(8	で向による影響 かいて、以下の 日について、各 は不要です。 は下、「宣言地域 っている飲食	(1) ①~(数選択する 劇 という。)	ことも可能	です。なま	8, (2)	(D~0 よる常)	②の中か	50
鉄当 くださ 選択し (1)	けん たる 気体	5 報点 (1 (1) (1) (2) (3) (4) (5) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	8事態宣言の (2)の(2)の(2) (2)の(3) (2)の(3) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	影響につ 両方の項目 の配入は 計地域(E 対象とな に所在	いて、以下の 日について、著 は不要です。 以下、「宣言地域 っている飲食	(1) ①~6 g数選択する g」という。) 店 (SUT !)	ことも可能 に所在す け象飲食店 引をしてい	tです。なま る地力公共 」という。) ることによ	B、(2 団体に との る影響	(D~(d)~(d) よる常! k引によ	③の中か 象時期知 : る影響	転り
鉄当 くださ 選択し (1)	かけい かか が が かい ロロロ	数 (1 に 事 が (1 の (2 の	5 事態宣言の (2) の(2) 次の3。 (2) (2) の((2) 次の3。 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	影響につ 両方の項目 の配入は け地域(S 対象とな に所在 (言地域内	DIVT、以下の 日について、著 は不要です。 以下、「宣言地域 っている飲食	(1) ①~G 製数選択する 成」という。) 店 (以下 ご) 店と直接取る おち、対象が	ことも可能 に所在す 中象飲食店 川をしてい 大食店と関	です。なま る地方公共 」という。) ることによ 酸取引をし	B, (2 団体に との でいる	(D~() よる質! は別によ	②の中か 戦時開始 : る影響 よる影響	ちが経営
鉄当 くださ 選択し (1)	すいた 祭作 ロロロ	の (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	8 事態宣言の (2) の(2) の(2) の(3) (2) の(3) (2) 宣言(4) の(5) (3) (3) (3) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6	影響につ 両方の項目 の配入は が壊((S) が 対象とな (自地域外	いて、以下の 目について、各 は不要です。 は下、「宣言地域 こっている飲食 でする対象飲食 は、に所在して	(1) ①~G 製数選択する 成」という。) 店 (以下 ご) 店と直接取る おち、対象が	ことも可能 に所在す 中象飲食店 川をしてい 大食店と関	です。なま る地方公共 」という。) ることによ 酸取引をし	B、(2 団体に とのJ でいる	(D~() よる質! は別によ	②の中か 戦時開始 : る影響 よる影響	in the second
鉄当 くださ 選択し (1)	すいた 繁作 ロロロ 不明	5 類点 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	3 事態宣言の(2) の(2) の(2) の(2) の(3) た 次の(3) に 次の(3) に 変言者(の発化の表すの発化の実材 場合の(2) に 1 立合の外出 ・科 自らが「自	影響についます。 関方の項目 の形式 (S) (S) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A	いて、以下の 目について、 日について、 は不要です。 は下、「宣言地域 こっている飲食 にする対象飲食して い」に所在して にによる影響 しいによる影響	(1) ①~(c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c)	ことも可能 に所作する け象飲食店 けをしてい 対象店と関	です。なま も地方公共 」という。) ることによ 接取引をし	B、(2 団体に たの る影響 でいる	(D~0 よる質! k引によ ことに ことに	③の中か 動特開知 : る影響 よる影響	it, o
鉄当 くださ 選択し (1)	がた が	類は (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	日本総立書の (全) (2) の (2) の (2) の (3) 次の (3) 次の (3) 変質 (4) 変質 (5) の (5) の (6) の (7) の	影響について 関力の項目の配入は が対象となる。 のでは、 が対象となる。 のでは、 が対象となる。 のでは、	いて、以下の 目について、各 に不要です。 は下、「宣言地食 にする対象飲ま は、に所在して には、る影響 は、に所在して による影響 は、に所在して による影響 は、に所在して、 に、「これ」に所在して、 に、「これ」に所在して、 こっている影響 は、に、「これ」に、「	(1) ①~(g数選択する 引 という。) 前 には下 ?? 店と直接取っ おおり、対象が 事業者) おに、 まにな 事業者) おに、 まにな 事業者)	ことも可奪 に所依なける に所依なした。 に対象した。 に対象した。 に対象した。 に対象をしていい。 に対象をしていい。 に対象をしている。 に対象をした。 に対象をした。 に対象をした。 に対象をした。 に対象をした。 に対象をした。 に対象をした。 に対象をした。 に対象をした。 に対象をした。 にしている。 にしている。 にしている。 にし、 にしている。 にし、 にし、 にし、 にし、 にし、 にし、 にし、 にし、 にし、 にし、	です。なま も地方公共 うとにない。 もことによ もことによ を被取引をし 向けに商品	B、(2 団体に したの こる影響 る でいる の 販売	(D~0 よる質! x引によ ことに ことに	③の中か 動時開始 こる影響 よる影響 よる影響	あり、
鉄当 くださ 選択し (1)	けいた 祭作 ロロロ 不 ロ ロ	類は1分の 単数 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	日本概定 声の は、 (2) の は、 (2) の は、 次の 3 。 (2) の が 3 。 (2) 変 か の 発 4 が 3 か の 発 4 が 3 か か に 立 5 が に 1 立 5 が に 1 立 5 が に 1 立 5 が に 1 で 5 に で 1 で 1 で 1 で 5 に で 1 で	影響について 野町の項目の のででは、 が対象となる。 のでは、 が対象となる。 のでは、 が対象となる。 のでは、 が対象となる。 のでは、 が対象となる。 のでは、 が対象となる。 のでは、 が対象となる。 のでは、 がは、 がは、 がは、 がは、 のでは、	いて、以下の 目について、 日について、 は不要です。 は下、「宣言地域 っている飲食 にする対象飲食 にする対象飲食 に所存して に所存して にの在して にの存むし にの存むし にの存むし にの存むし にの存むし にの存むし にの存むし にの存むし にの存むし にの存む にのたる にのた にのた にのた にのた にのた にのた にのた に にのた にのた にのた	(1) ①~(6) (1) ②~(1) (2) をいう。) 店と直接取締 店と直接取締 おり、対象が おり、また) また)	ことも可奪 に所作する は象してい は大きな店と関 が大きな店と関 で優人	です。なま る地方公共 」という。) ることによ を検取引をし 向けに商品 向けに商品	B、(2 団体に したの こる影響 る でいる の 販売	(D~0 よる質! x引によ ことに ことに	③の中か 動時開始 こる影響 よる影響 よる影響	あり、
鉄当 くださ 選択し (1)	けいた 繁修 ロロロ 不 ロ ロロロ	類は (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	日本総立 (2) (2) (2) (3) (4) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	影響のに項目の 影響のの が が が が が が が が に が が が が に が が が が に が が が が に が が が が が が が が が が が が が	いて、以下で、表 日について、表 は下のです。 地域では、 のでは、	(1) ①へ(2) ② (2) ② (3) ② (4) ② (4) ② (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ④ (5) ④ (5) ④ (5) ④ (5) ④ (5) ⑥ (5)	ことも可奪 に所作者店 は敷食してい間間 に変数をしてい間間 に変数をしてい間間 に変数をしてい間間 に変数をしている。 に変なをしている。 に変なをしている。 に変なをしている。 に変なをしている。 に変なをしている。 に変なをしている。 に変なをしている。 に変なをしている。 に変なをしている。 にな。	(です。なま の地方公共。) る地方公共。) る はないう。) る によりいことによしし 対けに高品 対けに高品 素スの提供体 素スの提供体	B、(2) 団体に同 (との) (さまいる) (でいる) (の) (でいる) ((ot)	(D~6) よる質別によ よりによ ことに ことに 又はサー	②の中か 動時開始 はる影響 よる影響 よる影響 ・ビスの ・ビスの とによる	ちの線型に、提供機能を
鉄当 くださ 選択し (1)	けいた 繁修 ロロロ 不 ロ ロロロ	類は (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	日本版章のの (2) の (3) の (3) の (4) の (4) の (5)	影響の回り 影響の回り 地域 が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して がして がして がして がして がして がして がして が	いて、以下の 知について、 は下、 は下、 は下、 は下、 では、 は下、 でいる飲食、 なっている飲食、 なっている飲食、 はいて、 がいる飲食、 ないでは、 はいで、 がいるいる。 はいで、 がいるいる。 はいで、 がいるいる。 はいで、 がいるいる。 はいで、 がいるいる。 はいで、 がいるいる。 はいで、 がいる。 はいで、 がいるいる。 はいで、 がいるいる。 はいで、 がいるいる。 はいで、 がいるいる。 はいで、 にいで、 はいで	(1) ①へ(2) ② (2) ② (3) ② (4) ② (4) ② (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ④ (5) ④ (5) ④ (5) ④ (5) ④ (5) ⑥ (5)	ことも可奪 に所作者店 は敷食してい間間 に変数をしてい間間 に変数をしてい間間 に変数をしてい間間 に変数をしている。 に変なをしている。 に変なをしている。 に変なをしている。 に変なをしている。 に変なをしている。 に変なをしている。 に変なをしている。 に変なをしている。 に変なをしている。 にな。	(です。なま の地方公共。) る地方公共。) る はないう。) る によりいことによしし 対けに高品 対けに高品 素スの提供体 素スの提供体	B、(2) 団体に同 (との) (さまいる) (でいる) (の) (でいる) ((ot)	(D~6) よる質別によ よりによ ことに ことに 又はサー	②の中か 動時開始 はる影響 よる影響 よる影響 ・ビスの ・ビスの とによる	ちの線型に、提供機能を
鉄当 くださ 選択し (1)	けいた 繁修 ロロロ 不 ロ ロロロ	類は (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	日本総立 (2) (2) (2) (3) (4) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	影響の回り 影響の回り 地域 が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して がして がして がして がして がして がして がして が	いて、以下で、表 日について、表 は下のです。 地域では、 のでは、	(1) ①へ(2) ② (2) ② (3) ② (4) ② (4) ② (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ④ (5) ④ (5) ④ (5) ④ (5) ④ (5) ⑥ (5)	ことも可奪 に所作者店 は敷食してい間間 に変数をしてい間間 に変数をしてい間間 に変数をしてい間間 に変数をしている。 に変なをしている。 に変なをしている。 に変なをしている。 になる。	(です。なま の地方公共。) る地方公共。) る はないう。) る によりいことによしし 対けに高品 対けに高品 素スの提供体 素スの提供体	B、(2) 団体に同 (との) (さまいる) (でいる) (の) (でいる) ((ot)	(D~6) よる質別によ よりによ ことに ことに 又はサー	②の中か 動時開始 はる影響 よる影響 よる影響 ・ビスの ・ビスの とによる	らの解析
鉄当 くださ 選択し (1)	けいた 繁修 ロロロ 不 ロ ロロロ	類は (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	日本版章のの (2) の (3) の (3) の (4) の (4) の (5)	影響の回り 影響の回り 地域 が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して が対して がして がして がして がして がして がして がして が	いて、以下で、表 日について、表 は下のです。 地域では、 のでは、	(1) ①へ(2) ② (2) ② (3) ② (4) ② (4) ② (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ③ (5) ④ (5) ④ (5) ④ (5) ④ (5) ④ (5) ⑥ (5)	ことも可奪 に所作者店 は敷食してい間間 に変数をしてい間間 に変数をしてい間間 に変数をしてい間間 に変数をしている。 に変なをしている。 に変なをしている。 に変なをしている。 になる。	(です。なま の地方公共。) る地方公共。) る はないう。) る によりいことによしし 対けに高品 対けに高品 素スの提供体 素スの提供体	B、(2) 団体に同 (との) (さまいる) (でいる) (の) (でいる) ((ot)	(D~6) よる質別によ よりによ ことに ことに 又はサー	②の中か 動時開始 はる影響 よる影響 よる影響 ・ビスの ・ビスの とによる	ちの線型に、提供機能を

	去人名(個人の場合は屋サ・雅号) 所在地		
版人名 (個人の場合は場合・複句) 前点機 電路番号 (2) 2009年 つ月において、2。 (1) ①・②。 (2) ②・③に動当する影引点が帰途の観光以はサービン機長を養養部行った影引点 (恵上が大き、物に 2 番) 及人名 (個人の場合はは号・複号) 前点機 電路番号 放入名 (個人の場合はは号・複号) 前点機 電路番号 放入名 (個人の場合はは号・複号) 前点機 電路番号 取入金 (個人の場合はは号・複号) 前点機 電路番号 取入金 (個人の場合はは号・変号) 前点機 電路番号 (2) 2012年 つ月において、2。 (1) ②・③、(2) ③・④にお与うあ引点が帰途の観光以はサービン等を整理室内を繋ぶより。 統当その数引を消費につた取引をがら発している場合は、その背を他、理と書			電話掛外
及人名 (個人の場合は超か・物力) 耐点無 電路番号 (2) 2000年 (一) 月において、2。 (1) (①・①、(2) (②・②に括当する取引点が帰品の観光以はサービン 現実を養養部行った取引点 (死上が入る・場に 2 番) 及入器 (個人の場合は超か・物力) 耐点機 電路番号 及入器 (個人の場合は超か・物力) 耐点機 電路番号 及入器 (個人の場合は超か・物力) 耐点機 電路番号 現外を養殖的によわれば、(個人の場合は一般) (別、(日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、			
(2) 2009年1-0.月において、2、(1) ①~②。(2) ③~②に移行する取引点が膨胀の耐死又はサービ:	法人番号		
版人基件 (個人の場合は場合・複分) 前台港 電路量号 版人基 (個人の場合は場合・複分) 前台港 電路車号 成人名 (個人の場合は場合・複分) 所合素 電路車号 成人名 (個人の場合は場合・複分) 所合素 電路車号 成人名 (個人の場合は場合・複分) 成 (使上が入る・物による) が最多事態度所合物能により、成当する物引を検動回行った取引水が存在しない場合は、その存在 機工製金 (個人の場合は場合・複分) 所合素 電路車号 版人名 (個人の場合は場合・複分) 所合素 電路車号 最上級人名 (個人の場合は場合・複分) 所合素 電路車号	法人名(個人の場合は歴サ・雅号) 所在地		電話器分
表及事件 (東上が大き、幅) (東上が大き、幅) 2 章) A.A.G. (東人の著合は場や・策や) 用合施 電話集や 法人名。(東人の著合は場や・策や) 用合施 電話集や 法人名。(東人の著合は場や・策や) 用合施 電話集や (東人・海人の著合は場や・策や) 用合施 電話集や (東人・海人の主語・大き) (東人・大き)			
表別等を養殖到行の企即対点 (他上が入名・場に2番) 2人名・(個人の場合は近や・独り) 所存施 電談集号 2人名・(個人の場合は近や・独り) 所存施 電談集号 3. 並に 年において、2、(11 ①~①、(2) ②~②に採引する取引及び場面の展光又はサービ: 明治を整直部の企動形式 (他上が入名・場」これ。 3. 単名・発養等宣言の企動により、該当する取引を授業制度であた数引及が最高の展光又はサービ: 明治を発展部門へ企助制度、(世上の場合は、その背を後、横に記載ください。	0) 0000 W to 0 Birming 0 (1) (0- (0)	O. Contractor	Sortial committees and the
及及を(個人の場合は関や・機力) 所在無 電路集号 及及を(個人の場合は関や・機力) 所在施 電路集号 及入を(個人の場合は場や・機力) 所在施 電路集号 3) 2021年1~3月において、2、(1) ①~②、(2) ②~②に振号する取引及び商品の開充文はサービ) 現外を機関のである明念(世上が大きい機に2番) 明念を集団がの影響により、振号する取引を情数回行った取引をが存したい場合は、その背を依。 機に記載できる形式。 及及を使う 及び、(個人の場合は場合・機力) 所在施 電路集号			及び締命の東先又はサービス
版人名 (個人の場合は現今・複分) 前台機 電路番号 版人名 (個人の場合は用令・報号) 所台機 電路番号 成人名 (個人の場合は用令・報号) 所台機 電路番号 (3) 2021年1-3月において、2、(1) ①・②、(2) ②・②に都号する都引点が商品の概定及はサービ 現外を養養的でした形式を、場による。 非常数を考慮を指する機能により、販売する取引を実施しまる。 非常数を実施していまった。 成本に関本の場合は、その存金板。 権に対象でといい。 成本の場合は、場合の場合は、その存金板。 最上が表し、 成本の場合は、 成本の場合は、 成本の場合は、 成本の場合は、 の場合機能になった。 成本の場合は、 の場合機能になった。 成本の場合は、 の場合機能を表し、 の場合機能を表し、 の場合機能を表し、 の場合性による。 の場合性による。 の場合性による。 の場合性による。 の場合は、 の場合性による。 の場合は、 の場合性による。 の場合性による。 の場合性による。 の場合性による。 の場合性による。 の場合性による。 の場合性による。 の場合性による。 の場合性による。 の場合性による。 の場合性による。 の場合性による。 の場合は、 の場合性による。 の場合性による。 の場合性による。 の。 のる。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の	24 79 54 59 74 77 A1 77 71 A1		
正人基件			####.
EAS (個人の場合は悪か、使か) 前在地 電路等か 電路等か (3) 2021年1-3月において、2、(1) ①~②、(2) ②~②に移向する部分点が商品の販売又はサービ:	族人名(異人(D書訂以思考·推考) 所任相		电检查节
EAS (個人の場合は悪か、使か) 前在地 電路等か 電路等か (3) 2021年1-3月において、2、(1) ①~②、(2) ②~②に移向する部分点が商品の販売又はサービ:			
版人名 (個人の場合は思う・歌う) 所名地 電路書う (3) 2021 年1~3月において、2、(1) ①~②、(2) ②~②に移すさる形引点が商品の販売又はサービ 飛売を養殖的でも形別点(使上が入る・場に2番) が設め事態正式の影響により、終日するの引を養剤回行った形引点が存むした。場合は、その存を焦 機と事業となる。 版人基本 成人名 (個人の場合は思う・歌う) 所合意 電路書う	±18#		
現外を構設的下った形別地 (近上が火き、場にこま) が任务等度正力を開えた。 版件でも別外を養別回行った取引先が存在しない場合は、その旨を他、 機に記載ください。 他人名・(個人の場合は総令・機等) 耐化地 電話基号 他人名・(個人の場合は総令・機等) 耐化地 電話基号			重联条件
現外を構設的下った形別地 (近上が火き、場にこま) が任务等度正力を開えた。 版件でも別外を養別回行った取引先が存在しない場合は、その旨を他、 機に記載ください。 他人名・(個人の場合は総令・機等) 耐化地 電話基号 他人名・(個人の場合は総令・機等) 耐化地 電話基号			
龙人器号	3) 2021年1~3月において 2 (1) ①~② (2)	④~⑤に蘇当する費引	B (78年の新年ではサービス
施人基号 関系を (個人の集合は地子・株子) 用在地 電話番号	提供を複数回行った取引先(売上が大きい期に2 必無急事態宣育の影響により、該当する取引を複り 機に記載ください。	育)	
	提供を複数回行った取引先 (地上が大きい順に 2 ※緊急事態宣貨の影響により、該当する取引を推 機に記載ください。 法人番号	育)	しない場合は、その旨を佐人
	提供を複数回行った取引先 (地上が大きい順に 2 ※緊急事態宣貨の影響により、該当する取引を推 機に記載ください。 法人番号	育)	しない場合は、その旨を佐人
広人名(個人の書音に思す・様寸) 所任用 電給費寸	機失を複数回行った取引先(死上が大きい報に2 が報告事態直角の影響により、顕当する取引を観 機に取象(ださい。 他人事件 組入名(個人の場合は延号・推号) 所有地	育)	しない場合は、その旨を佐人
	現在を確認的できまり、使上が大りい報に20 参数等等を変わる影響により、扱当する取引を被 機に影響ください。 後人基サ 他人名(個人の場合は燃サー機サ) 所住地	育)	しない場合は、その旨を住人電話基号
	現在全番部回りら取引点(世上が大り・時に2) 容等等等電子の影響により、終示する取引を接 機に影響ください。 及え番号 あえる(個人の場合は燃サー機サ) 所在地	育)	しない場合は、その旨を住人電話基号
	様氏を製設門つた即引先 (原上が大り・単に2) 参数を参考的を製工とり、扱当する取引を接 機に影響ください。 他人基サ 他人基サ 他人基サ	育)	しない場合は、その旨を住人電話基号

「2.緊急事態宣言による影響について」において、「(2) ~ の中からのみ選択した場合」を除き、必ず「3.取引先情報」の(1)、(2)、(3)を記入してください。